

○伊吹委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りをいたします。

文教行政の基本施策に関する事項
学校教育に関する事項
社会教育に関する事項
体育に関する事項

学術研究及び宗教に関する事項
国際文化交流に関する事項
文化財保護に関する事項

以上の各事項につきまして、本期中、国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続については、委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊吹委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊吹委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。文部大臣与謝野馨君。

○与謝野國務大臣 第百三十一回国会におきまして、文教各般の問題を御審議いただくに当たり、一言ごあいさつを申し上げ、この機会に私の考え方の端を申し述べさせていただきます。

来るべき二十一世紀に向けて、国民一人一人がゆとりと潤いのある生活を実感し、多様な個性を發揮しながら、自己実現を図ることができるよう社会をつくっていくために、文教行政の果たすべき役割はますます重要になると考えます。

私は、文教行政を担当する者として、このような使命に思いをいたし、文教行政各般の推進に全力を挙げて取り組んでまいる所存であります。また、このために、教育や学術を未来への先行投資と位置づけつつ、文教予算の充実確保に一層努めてまいります。

以下、主要な課題について、私の基本的な考え方

を申し述べます。

第一の課題は、個性の尊重を目指す教育改革と生涯学習社会の構築であります。

生涯学習社会の振興のため、多様な学習活動の展開を図るとともに、社会人を対象としたリカレント教育や、ボランティア活動の支援などの施策を積極的に推進します。また、放送大学については、放送衛星を利用した全国化の実施に向けて、準備を進めています。

初等中等教育においては、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの育成を重視する教育の実現に取り組みます。また、総合学科単位制高校の設置や職業教育の充実など魅力ある高校づくり、高等学校入学者選抜の改善と中学校における進路指導の改善充実などに積極的に取り組むとともに、環境教育や理科教育の一層の充実を図つてまいります。さらに、道徳教育や生徒指導の充実、国旗・国歌の指導等についても引き続き推進するとともに、学校週五日制については、実施の過程で出された課題の解決を図りつつ、その着実な推進に努力をいたします。

さらに、初任者研修等の充実により、教職員の資質の向上に努めるとともに、公立学校の教職員配置の改善を着実に進めてまいります。また、義務教育教科書無償給付制度は、今後とも堅持してまいります。

高等教育においては、戦後最大とも言われる大学改革が進行中であります。カリキュラム改革、大学院を中心とした教育研究の水準の向上、大学入試の改善、教育研究環境の改善充実などに積極的に取り組んでまいります。また、理工系教育の魅力向上に取り組むほか、育英奨学の充実を図ることとともに、昨今の学生の厳しい就職状況等にかかるがみ、就職指導の充実などに一層努めてまいります。

私立学校については、その役割の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、その教育研究条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減等を図るために、私学助成の確保などに努めてまいります。

まいります。

第二の課題は、人類の知的創造活動としての学術研究の推進であります。

大学については、研究施設・設備の老朽化・狭隘化・陳腐化、研究費の不足など研究環境の劣化が指摘されており、その改善充実を図ることが緊急かつ重要な課題となっています。

我が国が、今後、科学立国として発展していくために、科学研究費補助金の大額な拡充、大学の教育研究施設・設備の改善、若手研究者の養成、確保など、学術の振興のための総合的な施策の推進に努めてまいります。

第三の課題は、スポーツの振興であります。広島における第十二回アジア競技大会は成功裏のうちに終了したところございますが、長野オリンピックを初め、今後も我が国で行われる国際競技大会の開催支援と日本選手の競技力向上を図るとともに、国民のスポーツニーズの多様化を受けて、いつでもどこでもスポーツを楽しめる生涯スポーツの振興が重要な課題となっています。さらに、プロスポーツに対する国民の関心も一層高まっています。

このため、スポーツ振興基金による助成を含め、スポーツ施設の整備充実、すぐれた指導者の養成・確保、各種スポーツ事業の推進など諸施策の一層の充実に努めてまいりたいと考えています。

第四の課題は、「文化発信社会」の構築を目指す文化行政の新たな展開であります。

我が国の伝統文化を継承しつつ、文化の発信と交流を通じて国際社会に貢献するとともに、「文化発信社会」の構築に向けて、積極的に文化政策の展開を図ることが極めて重要な課題となつております。

このため、国立文化施設の整備充実や第二国立劇場（仮称）の開場に向けての諸準備などを着実に進めるとともに、すぐれた芸術創作活動の推進や若手芸術家の養成の充実に努めてまいります。また、地域における文化の振興にかかる各種の施策や、文化財の保存と活用のための諸施策を推進してまいります。

進してまいります。

最後に、国際化の一層の進展と情報化社会に対応するための文教施策の積極的な推進であります。

教育・学術・文化・スポーツを通じて国際交流を推進し、国際社会に貢献していくことは極めて重要な課題であります。このため、ユネスコ、OEC等の国際機関を通じた教育協力や途上国への援助、協力を推進するとともに、留学生交流、研究者交流や国際共同研究の充実等に努めてまいります。また、アジア諸国を始めとする海外の文化遺産保護に関する協力等を積極的に推進してまいります。

また、情報化の目覚ましい進展に適切に対応するため、情報教育を一層推進し、ソフトウエアやD等の国際機関を通じた教育協力や途上国への援助、協力を推進するとともに、留学生交流、研究者交流や国際共同研究の充実等に努めてまいります。

○伊吹委員長 質疑の申し出がありますので、理事会の決定に基づき、順次これを許します。沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 まず、大臣、御就任おめでとうござります。人に優しい政治を標榜する村山内閣であります。特に未来に富む子供たちに対する思いやりのある教育行政が展開されるということを確信し、期待をいたしております。御健闘のほどをお祈りします。

先ほどの大臣のあいさつを拝聴いたしまして、重要な課題を挙げておられました。冒頭に、国民は多様な個性を發揮する、あるいは自己実現を図ることができるような社会というふうなことを触れられまして、主要な課題の第一として、個性の尊重をおかれました。私は極めて共感を覚え、期待をす

るものであります。

特に、この第一の課題に注目をするゆえんのもと申しますが背景は、現在の社会、特に教育の場において、最も緊急で、切実、重要な問題と直結していると思うからであります。その切実で重要な課題というのは、いじめ、自殺、不登校に示される現象であります。

私は、平成五年二月二十四日の文教委員会で、当時森山文部大臣でございましたが、この問題を取り上げてやりとりをした経緯がございます。

きょうまた同様のテーマで新しい文部大臣に問い合わせるということは、実はある意味では残念であります。繰り返さなくとも問題が解決しておればよかつたなと思います。しかし、事態は変わっていない。一部に悪化の傾向もある。それで、そのことを痛感するものですから、私はきょうの三十分の質問をこの一点に絞って大臣のお考えをただしに思つております。

まず、通告しております順序を若干変えまして、いじめ、自殺、不登校、この三つについて、その実態、傾向、特徴等について要点をひとつお示し願いたいと思います。

○野崎政府委員 お答え申し上げます。

県の教育委員会を通じまして、実態把握を毎年行つておるわけでござります。

それから、自殺につきまして、これも平成三年と四年とを比較しますと増加になつておるということで、この点につきましても深刻に受けとめておるわけでござります。

それから、不登校、これはずっと増加傾向を続けておるわけでございまして、平成五年度間にお

きます三十日以上学校を欠席した児童生徒数とい

うのは、小中学校合わせて約七万五千人以上、

こういうような実態にござります。

ございますけれども、友人関係あるいは学業不振

というような学校生活にかかわること、あるいは

親子関係をめぐる問題など家庭生活にかかわること、あるいは学歴偏重の社会的風潮というような

社会にかかわることなど、学校、家庭、社会のそれ

ぞれの要因が複雑に絡み合つて起つておる事柄

ではないか、こんなふうに考えておる次第でござ

います。

○沢藤委員 いじめがまた増加傾向に転じてきた

という点、登校拒否も同様であります、登校拒

否、不登校の場合の数字は、いつも御指摘申し

上げたのですが、年間五十日間とか三十日間以上

というふうな枠の中の調査でございまして、それ

よりも短い期間、あるいは学校には来ているけれ

ども保健室にだけ行つておるというふうな場合も

これは出席になつておると思うので、実態は数倍

あるいは十倍以上超えるのではないかという指摘

があるということを触れておきたいと思います。

私は特に自殺について、実態の分析と文部大臣

の御見を賜りたいと思うわけですが、平成四年

百五十九名の児童生徒が自殺をしております。大

変な数字だと私は思います。統計のあります昭和

四十九年から平成四年までの十数年間の数字を累

計してみますと、小学生が二百十五名、中学生が

一千三百五十二名、高校生が二千九百一名、合計

四千三百七十八人がみずから命を絶つておる。一

年平均二百三十人、三日に二人という自殺であ

ります。これは大変な出来事だと言わなければな

りません。

このことについて若干時間をとりたいのです

が、人間にとつて生きること、すごく大切であります

が、同時に、その反対側にある死というものが

重みというもの、これを私たちがじっくりと考

えていないと、これらの問題に対応する姿勢が欠

けるのではないかと思うのです。そういうふた意味

であります。

で、生と死ということについて、若干哲學的になつて恐縮なんですが、大臣のお考えをお聞きしたいわけです。

一個の生命は地球よりも重いという言葉があります。まして、これからという生育途上にある子供、未来が限りなく豊かな、その未来を期待されている子供たち、だからこそ今教育を受けているわけです。まだ完成されていないわけですね。その途上にある子供たちがみずから命を絶つといふことは、一体どうしたことなんだろう、どんな気持ちでその道を選んだのだろうかということを考える必要があると思うのです。

私は教師をやつていて、よく生徒たちからいろいろな質問を受けるのですが、例えは真理とは何ですかとか、恋愛と友情の違いはどこにありますかとか、その中には死とは何ですかという質問が出てくる。これは大変困難しますね、まだそういう経験ございませんから。ただ、私はこうい

うふうに言つておるのです。生きるということを考えてみよう。うまいものを食べる、うちに帰れば夕食が待つておる、お父さん、お母さんがいる、友達と一緒にスポーツを楽しむ、山に登る、学校の先生方と語らいをする、生きていることすべてがなくなることが死なんだ。こういうふうに説明すると、わかつたようなわからないような顔をしているわけですが、子供たちがみずから死を選ぶに至つた経過を考えてみると、友達の友情も拒絶されるというのです。学校の先生に相談に行つてもはね返される。うちに帰つても冷たい空気がある。大人であればやけ酒を飲んでいっぱい上司の悪口を言うという手もあるだらうし、休みをとつてどこか温泉に行つてくるらうということもあらうけれども、子供たちはその手段をすべて持つてない。もう何もできないという、生きることすべてが拒絶された、あげくの果てに、例えばあの中学生は東京から盛岡まで一人で旅をして見たのですが、与謝野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」、これは戦地に赴いてあすをも

細かい指導助言によつて、児童生徒をそのようないう一つ一つのケースに対して個別に真剣に対応をしていく必要があると思つております。

○沢藤委員 きのう久しぶりで詩集を取り出しま

して見たのですが、与謝野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」、これは戦地に赴いてあすをも

知らない肉親、弟への思い、死んではいけないと

いう血を吐くような心情がこもつておると、読む

たびに胸を刺まれる思いがいたします。

幸い、日本は戦後五十年間そうした意味での戦

争による死というものはなくて経過しました。し

かし、別な意味の、別な名前の戦争があります。それは交通戦争と受験戦争であります。この中で多く

の命が失われてきておる。私は、特に受験戦争

についての大臣の御感想と申しますか、お感じといふふうなものを一言お聞かせ願いたい。

○与謝野國務大臣 この地球上で生きているいろ

いろな大事な生命の中では自殺を選ぶ命体とい

うのは、人間以外余りないと伺つております。幼い

子供が心の問題で行き詰つて自殺に至るとい

うことは、大変痛ましいことだと思っております。

私は、大人の場合のそういうことは別に、子

供の場合は、多くの場合は家庭や学校あるいは地

域社会との心の触れ合いの中で、そういうものの

は教師との触れ合い、友人ととの触れ合い等で解決

できるものも相当数あるのではないかと思つており

ます。自殺の原因はさまざまであると思ひます。

家庭の悩み、あるいは学校での悩み、いじめ等々、

自殺の原因は多種多様であると思ひますけれど

も、そういうものの多くは、両親との対話あるいは

友達と一緒にスポーツを楽しむ、山に登る、学校

の先生方と語らいをする、生きていることすべて

がなくなることが死なんだ。こういうふうに説明

すると、わかつたようなわからないような顔をして

いるわけですが、子供たちがみずから死を選ぶ

に至つた経過を考えてみると、友達の友情も拒

絶されるというのです。学校の先生に相談に行つ

てもはね返される。うちに帰つても冷たい空気が

ある。大人であればやけ酒を飲んでいっぱい上司

の悪口を言うという手もあるだらうし、休みをとつてどこか温泉に行つてくるらういうこともあらうけれども、子供たちはその手段をすべて持つてない。もう何もできないという、生き

ることすべてが拒絶された、あげくの果てに、例

えばあの中学生は東京から盛岡まで一人で旅をして

見たのですが、与謝野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」、これは戦地に赴いてあすをも

知らない肉親、弟への思い、死んではいけないと

いう血を吐くような心情がこもつておると、読む

たびに胸を刺まれる思いがいたします。

また、これは大人がつくり出した社会、条件の中で追い込まれたということを考えた場合に、これは我々の責任で、もう一人も自殺者を出さない、いじめ、不登校のない社会あるいは学校をつくるんだという決意が絶対必要だと思う。それが村山内閣の重要なテーマでもあり得ると思うのですが、一言、大臣。

○与謝野国務大臣 先生御指摘になつた、過度の受験競争が子供の健全な精神的な発展を阻害しているという面は、私は否定できないと思うわけでございます。これはやはり画一的な教育に重点を置き過ぎますとそういうことになりがちでございまして、先ほど申し上げましたように、文教行政は、個性を重視し、一人一人の児童生徒が持つてゐる潜在的な能力というものを開花させる、一人の子供が持つてゐる個性を開花させていく、そういう視点からの教育が今後ますます重要なになっていく、そのように考えております。

○沢藤委員 限られた時間で、非常に時間不足なので若干はしょらせていただきますが、それならば、いじめ、自殺、不登校をなくす手だてはどうなのかということを我々考えなければならないわけです。

幾つかあると思うのですが、大幅に割愛させていただきまして、いつかも触れたんですが、こればかりにでも起り得る事象、現象だという前提に立つて、親、教師、社会一体となつたコンセンサスの形成、対策の推進が必要だということを強調したいわけあります。

文部省が出されました平成四年三月十三日の学

校不適応対策調査研究協力者会議の報告、表題は「登校拒否（不登校）問題について」という冊子が

あるわけですが、私は、これは親、教師、社会と

もじっくりと読み、理解をし、対策の糧にする

に値する文書だというふうに理解をいたしております。この資料を、業務命令を出す必要まではな

いと思うのだけれども、かつては教育課程の伝達

講習で非常に熱を入れた文部省ですから、こうい

う重大な問題についての父母、教師の話し合いと

いうものをもつともっと強く指導なさつてはいかがか、こういうことを考へてゐるのですが、これは後でまとめてお答えいただければ結構です。

それから、やはり同じく文部省に關係する文書で、平成五年十二月、初中局の中学校課が出した「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について」という冊子があります。その七十ページに「児童生徒の問題行動等についての基本的対応」という章がございまして、「児童生徒の問題行動等の原因・背景としては、例えば」「学校、家庭、社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考へられる」けれども、「①過度の受験競争の中、学校での評価も単一の尺度で行われる傾向があること。一人一人の個性、特性を伸長し、豊かな心や情操を育てる心の教育、知、徳、体の調和のための教育が必ずしも十分に行われていないこと。」という指摘があります。その他、家庭その他もあるわけですが、私は今指摘されたここに注目をしたいわけあります。したがつて、学校の教育が、今読み上げました個性尊重、豊かな情操、知・徳・体の調和というふうな教育が行われてゐるかどうかという検証が、私は、この問題に対処する基本の作業ではなかろうかと思うわけです。

時間がどんどん迫つていて、私の考えをちょっとだけ申し上げて、「一言担当の局長からお答え願いたいのですが、学習内容が非常に多過ぎる。それから、私、理科の教師ですけれども、教科書にある実験は全部やれないのですね。最近は受験のための演習問題を解くことに時間を使つていて、これが大変な作業だと思つています。それから、私は、この新しい進路指導につきましても、単なる偏差値というようなことじやなしに、子供たちの生き方ということを大事にした進路指導ということを今進めているわけでございます。

授業時間についての御指摘がございました。これは各国におきましてどこまでが学校教育で受け持つのかということで差がござりますから、一概に比較はできないわけでござりますけれども、例え日本の場合、小学校五年ですと週当たり二十九単位時間、ところが、これは一単位時間四十五分でござりますから、分に直しますと大体千三百分ぐらいでございます。それに学校行事を入れておきますために、また学歴についての無用な誤解を避け

ればならないと思うのですが、一口に言うならば、人生八十年、八十年の生涯を保証するような人間性を育て上げる、受験という一つのハーダードル、二つのハーダードルを越えるための授業ということは、越えてしまえば余り役に立たなくなるというふうなことに対する反省を込めて、今触れた二つ、三つの点についてコメントがあればひとつお示しを願いたいと思います。

○野崎政府委員 お答え申し上げます。

今先生、具体的に理科の授業についての御指摘がございました。私どもも全くそのように考へられる。けれども、「①過度の受験競争の中、学校での評価も単一の尺度で行われる傾向があること。一人一人の個性、特性を伸長し、豊かな心や情操を育てる心の教育、知、徳、体の調和のための教育が必ずしも十分に行われていないこと。」という指摘があります。その他、家庭その他もあるわけですが、私は今指摘されたここに注目をしたいわけあります。したがつて、学校の教育が、今読み上げました個性尊重、豊かな情操、知・徳・体の調和というふうな教育が行われてゐるかどうかという検証が、私は、この問題に対処する基本の作業ではなかろうかと思うわけです。

時間がどんどん迫つていて、私の考えを

ちょうど同じく申上げて、「一言担当の局長からお答え願いたいのですが、学習内容が非常に多過ぎる。それから、私は、この新しい進路指導につきましても、単なる偏差値というようなことじやなしに、子供たちの生き方ということを大事にした進路指導という

ことを今進めているわけでございます。

授業時間についての御指摘がございました。これは各公務員の採用試験で、いわゆる広く人材を求める、学歴不問という体制に近づいているという実態をお聞きしているのでありますけれども、ここ数年間の取り組み、特徴等についてごく簡単に御説明をお願いします。

○石橋説明員 学歴との関係で申し上げますと、国家公務員採用試験は、既に受験資格には学歴を含んでおりませんで、年齢だけとしております。例えば大学卒程度の1種試験で申し上げますと、二十一歳以上三十三歳未満ということでやつております。さらに、平成四年度からでございますけれども、面接試験におきます人物重視を徹底させ

るため、また学歴についての無用な誤解を避け

るため、また学歴についての無用な誤解を避け

るために、人物試験の際に用いております面接カードから出身学校名を削除するという措置を行っております。このようにやっておりまして、私どもの国家公務員採用試験では、学歴とは関係なく合格者を決定しているという状況にござります。

○沢藤委員 御努力についてはよく理解できますが、ただ、全般は今学歴不問という状況の中で進められますけれども、採用候補者名簿というものの上がり上がって、各省庁に渡る段階ではかなり詳しく点数とかその学歴が載つかっている。そして、何々省は何々大学法医学部でなければならぬみたいな空気が出てきている。これについては今後ともいろいろと御検討願いたいと思います。

時間が来たのですが、私はきのうある民間会社に行つてきました。有名な学歴不問の採用試験をやつておる会社であります、ソニー系統の、人事部門長の方にお会いしてきました。いろいろお聞きした非常に参考になる話はあるんですが、端的に申し上げますと、採用申込用紙、これには学歴欄がないということです。現住所、連絡先、「あなたが専攻し、勉強したことなどを記入して下さい」そして、この後ろの方にいきますと、「これまでの人生の中での『あなたが一番誇れるもの』について書いて下さい。その内容を証明するものがあれば貼付して下さい。例えば、バンド活動やボランティア活動の記録、「それから『使いこんだ道具の写真、コレクションの一覧等なんでも構いません』。」というふうな自分の誇れるものを一つ書いくのです。ここには学校の名前はないわけです。数字はたくさんいただいてきましたけれども、それに切りかえた一九九〇年以前というのに比べますと、ブランドで採用を決定して、ふたをあけてみて出身の大学を見たところ、今まで何校でしたが、大体二十校台、二十の学校から来ていたのが、この制度を採用してからは三十から五十の学校にふえていたという、そういう実例があつて、大変人物本位というんでしまふか、意欲的な、あるいは個性的な創造力豊かな方

そういう採用ができるということを言つています。私は、事業所なり企業なりが、こうした姿勢がふえる、国家公務員の採用試験もいわゆる学歴優先といふような状況に近づく、そのことによつて進学競争に集中する度合いといふのがかなり変わってくるんじやないか、意識の問題にも影響します、非常に大きいと思う。

こういった問題を私は大臣に、時間がそろそろ来ていてますのでお願ひしたいんですけど、例えば閣議の中で話題にしていただく、学歴社会といふのは一つの大きな問題になつてゐるわけですから。投書欄を見ても子供たちのことがかなり多いのですね。これは村山内閣の一つの大きなテーマだというぐらいの氣概を持つて、日本の現在の村山内閣の文部行政は、自殺者を出さない、不登校、いじめをなくす、これは大きなテーマであり、同時に学歴社会に対する一つの挑戦をやるんだというふうな姿勢を示してもらえないかという希望を持つてゐるわけです。そのことをお聞きして、質問をそろそろ締めくらなければならぬわけです。が、今申し上げた、これはソニーなんですかけれども、ソニーの会社、系列すべつてが大体こういう方式をとつてゐるようです。面接も筆記試験も、それから最後の幹部による最終的な面接試験も、一切学歴、学校歴は伏せられてゐる。ブランドだと言つていました。ブランドじゃなくてブランドだだということを言つていました。結果は極めていいということがありました。

こういったことを御参考に申し上げまして、一つの参考にしながら、今申し上げた村山内閣としてのテーマ、そしてでき得れば、もう一つ、あした死ぬかもしれない、死を選ぶかもしれない子供たちの子供たちに、もう希望を失うな我々大人は君たちのそしした苦しみを解決するために一生懸命やつてゐるといふことの気概を伝えることによつて、私は子供たちに響くと思う。そういつた談話で発表するか、どこかの講演の筆記にするか、い

いろいろあるんだろうと思うけれども、大臣が、総理大臣が國民に訴えるというのはありますけれども、有権者ではないけれども主権者なわけですよ。子供たちは、しかも長い未来を持った主権者なんですね。その子供たちに語りかけるという姿勢が、あつてもいいのじゃないかと私は思う。このことを含めて、最後に大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○与謝野國務大臣 大変痛ましい子供の、児童生徒の自殺のお話をされたわけでございますが、やはり教育というのはマスとしてとらえる、集団としてとらえて教育水準の維持向上等を図っていくことも必要でございますし、やはり現場におきましては、一人一人の児童生徒を大切にし、一人一人の生徒の具体的な悩み等を教える側がきちんと把握をして、それに対応して適切な対処をしていく、やはりそういう心配りのあるきめの細かい教育が必要であると思っておりますし、文部省としては、引き続きそのような方向で努力をしてまいりたいと思います。

いじめ、不登校の問題も御指摘がありました。これも統計上はより深刻になつてゐるわけでございまして、これらの問題も先生がお示しになつたような方法がいいのか、あるいはほかの方法があるのか、少し検討してみたいと思っております。

また、先生が触れられました学歴偏重の社会、これはやはり是正をしていかなければなりません。なぜならば、学歴を偏重してまいりますと、どうしても知識偏重の教育になりがちでございまして、二十一世紀を生きていく子供たち、あるいは児童生徒たちに必要なのは、やはりある基礎的な知識の上に創造的な、創造力を身につける、あるいは具体的な問題に直面したときに問題解決能力を持つ、そのような判断力や創造力を中心としたものも身につけて学校を出て社会に出ていただくということが必要でございまして、学歴偏重社会がもたらす弊害を、今例にお引きになつたように会社の側でも是正する努力、企業側でもそのような弊害に気づかれて始めたというところがあるとい

うことは大変喜ばしいことでございますし、また学校教育においても、知識偏重ではなく、創造力やあるいは問題解決能力を持つた子供たちを育てる、そういう姿勢で文教行政を進めていかなければならぬいと思っております。

○沢藤委員長　これにて沢藤礼次郎君の質疑は終ります。

○伊吹委員長　次に、沢藤成文君。

○沢藤委員長　ついでに、松沢でございます。

○松沢委員　改革の松沢でございます。

私はどもの改革のトップバッターでありますので、まず大臣にちょっと大局的な質問から始めさせていただきたいと思います。

ただいま大臣にあいさつを冒頭いたしましたわけですが、このあいさつというのをやはり文部省の官僚の方が考えて、文部行政には継続性がありますから、仕方がないことかと思いますが、昨年の赤松文部大臣のごあいさつとほぼ似たような形になつておつて、文部行政の課題と展望のようなことだと思うのですね。私ども野党として、今回新しい大臣が就任され、その大臣の政治家としての大局的な教育哲学、日本の教育はいかにあるべきか、教育とはこうあるべきだという大局的な教育哲学をまず、少し長くなつても結構ですから、お聞かせをいただければなと思いま

す。

○与謝野国務大臣　私は、各家庭で子供が生まれたときに、それぞれの子供は同じように神様がつくったわけではなくて、それぞれの子供は特徴とか個性とか特色とかを持つてこの世に生まれてくるのだろうと思つております。学校教育においては、やはり義務教育等は一性を重んじるという側面は否定できませんけれども、その中にあつても、やはりそういう一人一人の子供が持つてゐる個性をできるだけ伸ばす、そういう側面が私は非常に大事であると思っております。あわせまして、やはり人間として生きていくための知恵や初步的な規範ということもやはり教育の中で教えていく必要があるのでないかと思つております。これ

は社会に出てからの、社会生活をしていく上の基本的なルールを教えるとか、友達との約束を守るとかいうごくごく基本的なことはやはり児童生徒のうちにある程度きちんと教えるということが必要ではないかと思います。

ただ、義務教育九年、あるいは高等学校、大学等を進んでいく過程におきまして、知識だけを吸収するということのみに力を注ぎますと、やはり論理を追求するという面がやや欠けることもありますし、新しい物事をつくり出していくという創造力も失われますし、また具体的な問題に直面したときにどう解決していくかというその解決を選択する能力も培われませんし、そういう意味では知識とかあるいは問題解決能力とか判断力とか創造力とか、そういう全体像の中で私は教育の問題といふのを考えていきたい、そのように思つております。

○松沢委員 大臣の哲学に従つてしまつかりと文部省並びに日本教育の中をさどつていただきたい、そう思います。

次に、国旗・国歌・日の丸・君が代の問題で少しお伺いをさせていただきます。

今回、日本社会党が大きな一連の政策転換の中で、この日の丸と君が代についても認める、是認をするという大きな政策転換を行つて、私どもそれは大歓迎であります。ただ、その理由の中に、村山総理は日の丸が、あるいは君が代が定着をしてきたという理由を挙げられているのですね。といふことは、以前は定着していなかつたというふうにも理解をできるのですが、そこですむ何意はないのは、大臣はこの国旗・国歌・日の丸・君が代についてどういう御認識を持たれているかということと、この国旗・国歌・日の丸・君が代は、では以前は定着していなかつたのか、最近になつて定着してきたのか、あるいは以前から日本には定着していなかったと思われるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 私が小学校を入学をいたしましたのは昭和二十年四月でございまして、私は國

旗・国歌とともに教育を受けてまいりました。戦後の混乱期におきましても、私どもは君が代を歌い、日の丸を掲げてまいりました。そういう意味では、私にとっては初めから自然なものとして定着をしていると申しますか、ごく自然なものとして私自身は受けとめてまいりました。

そこで、国民の皆様方がどう考えるかという問題ですが、私どもは、君が代が国歌、日の丸が国旗というものは從前より定着していたもの、そのような認識を持つております。

○松沢委員 去る予算委員会でこの問題がテーマになりました。新学習指導要領では、学校の卒業式や入学式のイベントで国歌を歌い、国旗を掲げることを「指導するものとする」という文言になっていますが、これが義務なのかという質問に対して大臣は義務であるというふうにお答えになつたのに対して、総理は義務という言葉は使わずに、児童生徒の内面の問題であるので、義務、強制という言葉をあえて使わなかつたわけですね。その後いろいろ検討がなされたようですね。

○松沢委員 併記してあるような形で、「指導するものとする」とされおり、したがつて、校長教員は、これに基づいて児童生徒を指導するものである。」という文章と、また三つ目には、「このことは、児童生徒の内心にまで立ち入つて強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことが必要である。」このようなふうになつております。

私はよくわからないのですが、「あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことが必要である。」非常に難しい言葉だと思うのですが、具體的に学校現場で日の丸・君が代ができるないところが幾つかあるわけですね。そういうところでこの政府統一見解に従つて具体的にどんなふうに指導を進めていくのか、私はこの文章からはちょっと想像がつかないのでですが、もし大臣、その具体的な、こういうふうにやつていくんだというものがありましたら、お伺いいたしたいと思います。

○与謝野国務大臣 予算委員会での総理の答弁と私の答弁を議事録、速記録を取り寄せまして詳しく点検をいたしました。基本的な部分で一致していないところということを発見することはできなかつた、そういうことでございます。

そこで、日の丸が国旗、君が代が国歌ということが定着している、そういうことを前提にして物を考えていただきますと、学習指導要領というものがございまして、その中では「指導するものとする」ということになつておりますから、文字どおり指導していただかなければならぬわけでございます。これは具体的には、学校においてはその学習指導要領に基づきまして校長先生を中心とした教育課程をつくりまして、学習指導要領の内容を実践をしてまいります。学習指導要領は大綱的な基準という性格も持っておりますから、創意工夫が全く入らない世界かといえばそろではなくて、やはり校長先生等の創意工夫も若干入る余地があるものとする。」ということは、まさに文字どおり指導しなければならない、そのように御理解をいただきたいと思っております。

学習指導要領では国旗・国歌について「指導するものとする。」ということは、まさに文字どおり指導しなければならない、そのように御理解をいただきたいと思っております。

○松沢委員 統一見解の2と3のこと、あるいは大臣が言われたことと総理が言われたことに対し、政務次官が、大臣が言われたことは、校長や教員に対する方向性を言つたんだ、そして村山総理が言われたことは、それを受けとめる児童生徒の内心の問題を言つたんだ、だからこれは矛盾しないし、いいんじやないかといふコメントを新聞に寄せてはいるんですね。私は、この日の丸・君が代の問題、なぜこうトラブルが起きるかといふのは、学校の校長、教員と生徒の問題ではないのですね。

○野崎政府委員 お答えいたしました。

平成五年度の卒業式、それから平成六年度入学式におきます国旗・国歌の取り扱いにかかわります教員の処分等の状況ということでございまして、全国計で申しますと、停職が二名減給が二名、戒告九名、訓告等が二十二名、こういう状況になりました。

のをうまく盾に使って、本当は問題が、一番トラブルの本質というのは先生の中にあるものを、子供たちが思想、信条の自由まで強制されるのはいかがなものかということを利用して阻止している。とかかわらないんですね、今までの経験の中で。

そこで、大臣にちょっと伺いたいんですけれども、教育現場の教師にとつて、校長や教頭などの上司から日の丸掲揚や君が代齊唱を実施するよう命ぜられた場合に、それは職務命令であつて、命じられた場合、服従義務があるというふうに私は判断をしているんですけども、そこはいかがで

いらっしゃるんですか。

○与謝野国務大臣 実際の教育現場というのは、どう法律を盾にとつた、ぎすぎすしたものではないと私は思つておりますし、穏やかに教育的指導というのを進められるべきものだと思っております。

しかししながら、先生言われるよう、ぎりぎりのところで法律的な判断とか、法律的な体系はどうなつてはいるかという御質問であるとすれば、それは地方公務員法等に規定されるとおり、そういうふうに判断しております。

○松沢委員 今の大臣の言葉をかりますと、これに従わない先生は、本当にいけないわけですね。それで、ちょっとこれは、事務の方で数字があるでしようか。例えば、昨年度なりのデータで戒告処分だと訓戒処分というのですか、この国旗・国歌問題におけるこういう処分を受けた先生の名前、戒告九名、訓告等が二十二名、こういうのは、大体どれくらいいらっしゃるんでしょうか。

○松沢委員 全国でそれだけの数字というのほん
めて少ないです、私の感覚からしてみると。
私の地元の話で恐縮ですが、神奈川県だけでも、
私が知っている学校現場でもつともつと数字は多
いぐらいに、結構強硬的な態度に出ている先生方
が多いんですねけれども。大臣も現場の話はよく
聞いていますと思いますけれども、例えば、神奈川
県の県立高校で非常にこの国旗・国歌の問題が大
きな問題になつておりますし、それでどういう状
況かというと、県教委は、校長先生に学習指導要
領に従つて、校長の責任と権限において日の丸を
上げ、君が代を歌いなさいとやるわけですね。そ
れで校長は、県教委の通達であるし、せひとも
やつてほしいと言うと、現場の先生の、一部の先
生ですけれども、強硬に、その日の丸・君が代とい
うのは戦争や天皇制につながるから絶対に許さな
い、こういうことで、物すごくけんかが始まると式
は校門の近くのポールには上げていなければ式
場では掲げてはいけないという妥協協議が出てきた
り、あるいは朝のうちの入学式の始まる三十分前
までは三十分間上げていけれども、それ以降は
おろせだととか、それから、日の丸は式場もポール
もだめだけれども玄関ならないとか、あるいは
もつと極端な例は、校長先生の机の上ならないと
か、こんなことまで起きてくるわけです。また、君
が代は、歌は歌わずにメロディーだけ流すのなら
いいとか、要するに、学校の現場の中で校長、教頭
対現場の一部の強硬に反対する先生の血みどろな
闘いが続いて、そして出てくる結果は、まさしく
パロディーのような結論が出てくるわけなんですね。

ですから、こういう実態の中で私は、こういう
処分者がかなり少ない、それは私の考えるところ、
例えば神奈川県教委としても、処分者が何十名も
出してしまって、こうなった場合に、もうそれを
九〇%以上しているわけですから、非常に県教

委としても恥になるわけですね。できれば処分者は出したいくない、こういう方向に働いていくんだと思いませんが、実態はかなり違った方向にあると思うんです。

そこで、私が一番危惧しておりますのは、今回の政府統一見解が出ました。文部大臣は義務と言つていただいたんですが、やはり総理を初めとする社会党の皆さんは、そういう先生方の団体も抱えております。その中で、やはり義務という言葉は絶対に使いたくない、子供の内心の問題だから、そこまで義務や強制じゃないんだという形の見解が出ましたね。私は、この見解がまた一つの盾になつて、一生懸命学校現場で苦労されている校長先生、教頭先生たちが、この交渉の中ではます不利になつていく、これの学校現場に与える影響は私はかなりあると思うんですけども、この点について文部大臣はいかがお考えでしょうか。

○与謝野国務大臣 この統一見解を読んでいただきますと、第一項目には、「学習指導要領は、学校教育法の規定に基づいて、各学校における教育課程の基準として文部省告示で定められたものであり、各学校においては、この基準に基づいて教育課程を編成しなければならないものである。」これが非常に重要なことを言つていいわけでございまして、学習指導要領といいものは文部省の告示ではござりますけれども、また、法律論を振りかざしてやかましく言つとも避けたいと思いますけれども、これは最高裁の判例によつても、ある種の法的拘束力を持つてゐる、こういうことでございますから、校長先生はこの学習指導要領に基づいて教育課程を編成しなければならない。ならないというのは、一つの職業上の責任が発生しているというふうにお考えいただくことが正しいと私は思つております。

それで、そういうことが前提となつておりますて、第二項、第三項を読んでいただきますと、從来の文部省の方針、見解といさきかも異なつたところはないというのが私どもの考え方でございま

○松沢委員 国旗・国歌については、もう社会党の皆さんも認めていただいた。その中で、学校現場で強制をする意味ではなくて、やはり入学式、卒業式には日の丸が掲げられる、君が代が歌えるという、こういう実態の中では子供たちは国旗・国歌に対しても認識を持つていくと思うんですね。それが上げられないという状況であつては、私は絶対理解は進まないと思います。

そういう意味で、この学習指導要領に従つて、私は、文部大臣が正々堂々と言つていただいた、これはやはり義務なんだ、絶対にやるべきなんだという姿勢を貫いていただきたいということをこの場では要望させていただきます。

続きまして、次のテーマに移りたいと思うんですけれども、学校週五日制について、文部省の方からも先日データをいたしました。週五日制、今まで月に一回だったんですけど、これを二回にしていくという方向で、二回を実施していった実験校のデータをいただきました。徐々に定着してきました。と思って、私もそういう意味では安心をしております。

そこで、学校週五日制が完全実施されますと、これはもう週休二日制になつていくわけです。こうなつてくると、これまで学校だけに期待し過ぎていた教育機能を、もう少し地域社会や家庭に分担というか戻すわけですね。そうなつたときに、地域社会でのボランティア活動、やはり青少年の健全育成だけではなくて地域社会の相互扶助機能を高めていくためにも、こういうものを非常に地域で活発にしていくという方向は大変重要だと思っていますけれども、文部省としてこうした土曜日、日曜日の地域でのボランティア活動等を活発にするための具体的な施策をこれまで考えてきたと思いますし、また今後も考えていくと思いますが、教えていただければと思います。

○泊政府委員 私ども文部省として、子供たちが学校週五日制のもとにおけるお休みとなつた日の土曜日の過ごし方というものについて、先生御指

摘のように、もう少し豊かな体験を伴えるような活発な、かつまた有意義な過ごし方をしてほしいという点で、これまでいろいろな形での助長策、奨励策をとってまいっております。

特に、月一回の学校週五日制の発足時に当たりましては、地域の少年少女のサークル活動というものを作成をして、そしてそういう中で子供たちが参加しようと思えば、そのサークル活動を通じてさまざまな体験をしてもらえるような機会をつくっていこうといったようなことの実施をスタートさせた経緯がございます。そのほかに、御案内のとおり、子供たちがいろいろな意味での体験を持つということで重要な点でございますが、そういう体験を通じて、あるいは学んだことを生かして、さらに積極的にボランティア活動等をやってもらうといった面に発展しているケースも多くございます。

こういったいわばボランティア活動ということを支援・推進するための指導者の研修講座でありますとか、あるいは実際のボランティア活動を地域において展開する上において、行政としてお手伝いできるような面についての支援策を、私ども直接の国の機関であります青少年教育施設あるいは御案内のとおり各都道府県の教育委員会管下の各種の社会教育施設がございます。こういったもののを通じて積極的に推進するような方策というものにつきまして推進をしてまいっております。この点につきましては、今後とも引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○松沢委員 学校週五日制、週休二日制時代の社会のあり方について、私以前一度文教委員会でも言つたことがあるのですが、県議の時代からこサンデー運動といいまして、週休二日制になつた五年ぐらい推進をしてきた、要望してきた運動があるのですね。

それをぜひともちよつと大臣にも聞いていただいて、大臣の御所見をいただきたいのですが、それは名づけてパブリックサタデー・プライベートサンデー運動といいまして、週休二日制になつた土曜日、日曜日休みになるわけですね。この土

曜日と日曜日の使い分けを社会全体としてやつていかないと、地域の教育機能も高まらないし、また社会全体が疲れてしまう、こうしたことなんです。

なぜかといいますと、子供たちも土曜日、日曜日休みになる。いろいろスポーツのサークルに参加する、ボランティア活動に参加する、あるいは学習塾に行くものいるかもしれません。こうやって土曜日を地域の日のような形にして、何かみんなで地域活動に参加していく。また大人の方も、会社人間と言われたお父さんも、何か地域に入つて活動していく。それは子供のスポーツ団体のコーチでもいいですし、町内会の活動もあるでしょう。いろいろなことをやつていく。つまり、土曜日を地域活動の日、ボランティアの日、そんな形に位置づけて、子供も大人もおじいちゃんもおばあちゃんも、みんな何か地域活動に参加をする、こういう目標立てるのですね。それとは対照的に、日曜日は週一回ですから、安息日、家庭の日、プライベートの日、フリーな日にする。

この使い分けをやらないと、例えば地域にボランティアリーダーという方がたくさんいます。青

少年のスポーツの指導員、こういう方は土曜も日曜もやるんですよ、野球の試合もボランティア活

動も。疲れ切っちゃうんですね。月曜から金曜まで働いて、土曜も日曜もボランティアで地域奉仕だ。逆に、会社人間と言われる、私もそろなんですが、粗大ごみと言われる今のお父さんは、急に土曜日、日曜日休みになつてもやることがなくてごろ寝していく、あんたの邪魔よと言われて粗大ごみ扱いだ。

そういう意味では、土曜日は子供もみんなで休動する日と位置づけて、日曜日は逆にみんなで休もう、家庭の日だ、プライベートの日だ。こういうパブリックサタデー・プライベートサンデーとい

うのですか、ボランティアサタデー・フリーサン

デーと言つてもいいですねども、こういう使い分けをしていけば、より地域の教育効果というのも高まっていくし、また疲れをいやす安息日で、り

フレッシュメントもできると思うのですね。

欧米諸国では、日曜日は安息日という宗教的な理由で商店まで閉めろというようなこともあるよ

うです。そこまでやる必要はないと思いますが、私は、例えば文部省が音頭をとつてできる限り地域のイベントや活動は土曜日に集中させて、日曜日はみんなで休んでリフレッシュしましょうよ、

こういう啓蒙運動をせひとも自分自身やつていまして、また教育委員会や文部省でもそんな形の方向性を出していただければ、日本の週休二日制もある意味でいい方にどんどん生きてくるの

じゃないか、そんなふうに思つてはいるのですが、この私の提案について大臣、御所見を伺いたいと

思います。

○与謝野国務大臣 大変いい御提案をいただきまして、ありがとうございました。

学校五日制を推進してこられたとおっしゃいま

したが、私どもも現在学校五日制になった場合の子供に対する影響、あるいは保護者に対する影響、あるいは地域社会に対する影響、また地域社会と

子供、児童生徒とのかかわり、そういうことも今

研究をしておりまして、間もなくいろいろな有識

者の方々の意見が、データを解析しながらそうい

う意見がまとまるものと思つております。

そこで、ただいま言われたようなボランティア

活動の重要性というのは、かねがね私どもその重

要性を認識しております。例えば、子供たちが浜

辺に出て汚れた浜辺を清掃するとか、あるいは川

の土手に捨てられているビニールや空き缶を集めるとか、そういう環境浄化という観点から地域社

会とともにボランティア活動に参加する。そうい

うものはボランティア活動でありながら非常に重

要な教育効果も持つてゐるわけでございまして、

そういうものは今後の学校五日制が進展するとともにさらに私どもは真剣に取り組まなければなら

ないと思います。

パブリックサタデー・プライベートサンデーと

いうのは大変いい言葉でございますけれども、恐

らくそういうものが自然な形で成り立つていくと

いうことが私は望ましいのではないかと思つております。

○伊吹委員長 松沢成文君の質疑は終わります。ありがとうございます。

○栗本委員 続いて、栗本慎一郎君。

まず第一に、御所信の中いろいろ述べられておりますけれども、私学助成の確保ということを

おっしゃられております。

しかし、大臣もよく御承知のとおり、私学、特に

私立高等学校等の経常費助成費補助という項目が

予算にございますが、これが平成五年度におきま

しては八百四十七億円でございました。文部省か

らの平成五年度の概算要求はこれを超すもので

あつたわけですから、大蔵省による査定はこ

の半額、すなわち五〇〇カットということでござ

いました。これは昨年度の予算の中で、文部省関

係のみならずすべての省庁の予算を通じまして、

特段に限られたものでない限りのものにおいて最

大のカットであつたわけでござります。

種々いきさつがございまして、私どもも頑張り

ますのでございまして、私どもも頑張り

どのような私学に対する助成をするべきなのか、どこまでするべきなのか、そつしたことについてお答えをいただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 日本におきます私立学校は、先生御高承のとおり、大学生の約八割、高校生の約三割、幼稚園児の約八割と非常に大きな比重を

占めておりまして、それぞれの私学が、建学の精神に基づいて特色ある教育、研究を開拓しようとして、我が国の学校教育の普及、進展に極めて大きな役割を果たしてきたわけでございま

す。文部省といたしましても、このような私立学校の果たす役割の重要性にかんがみまして、從来

から、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を中心にしてその推進を図ってきたところでございます。

しかしながら、今日においても、学納金負担の面や、教員一人当たりの学生、生徒数などの教育研究条件の面において公私間格差が存在しております。また、大学改革を初めとする教育改革への

支援していくことが重要な政策課題となつております。

このような状況を踏まえまして、私立学校の教育研究条件の維持向上や、修学上の経済的負担の軽減等に資することができるよう、厳しい財政事情のもとではござりますけれども、今後とも、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、私学助成の充実に努めてまいりたいと思っております。

あと、残りはお答えする必要がありますか。私立学校の方も答えますか。

○栗本委員 ええ、理念と/or/ございます。

——いや、まず大臣の御見解を……

○伊吹委員長 ちょっと待ってください。栗本君、発言してください。

このような大きな、大まかな事実、流れをお踏

みになつて、一体私学助成といふものについて、この金額のいきさつはとりえずは結構でござい概算要求が、他の項目よりいきさが多いとはいへなされているという事実がござります。

このような大きな、大まかな事実、流れをお踏

かりましたけれども、もう一段お聞きいたしますれば、今回もあるいは去年もことしも、私学の助成は高校に関しては行われているわけです。しかし、五割削減あるいは二・五割削減というのは、これは他の項目に比しても著しくそのバランスを欠いているのではないか。これは金額の問題ではございますが、助成を続いているから理念の転換がないと言えるものではない、極端な、大きな変化であります。

このような変化について大臣はどうにお考

えになるか、それを改めてお伺いしたいと思いま

す。

○与謝野国務大臣 先生も私も東京出身の議員でございまして、私立学校等の助成に関しまして、ただいまの平成六年度の予算の中におきまして、文部省の持っております予算は減らされたわけでございます。しかしながら実態は、東京都を除きますと、地方交付税で措置をしておりまして、実額は前年度よりふえているということが実情でございます。

ただし、この際、私立学校の経営者あるいは父母の方から大変な懸念が示されましたことは、いうものが一般財源化されていて、いずれは私立高等学校等の助成がだんだんしばらくのではないかという御懸念が示されたわけでございまして、私どもとしては、そういうものが一般財源化していくことがないように最大限努力をしてまいりますし、また来年度の概算要求におきましてもその考え方を貫いているつもりでございます。

詳細は、政府委員からさらに追加して御説明いたさせます。

○吉田(茂)政府委員 事務的な御説明を申し上げたいと思います。

平成六年度予算の折衝におきまして、先生御指摘のように、対前年度比五〇%減という内示でございましたが、私立高等学校等への助成的重要性にかんがみ、引き続き大臣折衝まで最大限の努力をし、御尽力もいただきました、最終的には対

前年度比二五%減というところになつたわけでござります。

七年度の要求につきましては、六年度が六百三十五億円という数字でございますが、七百五億円ということでございまして、他の、従来の各年度の概算要求額より非常に大幅の増を要求しております。そこでございまして、他に、従来の各年度成の中で最大限に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○栗本委員 ただいまの事務的なお話をよくわかつりました。

改めて大臣にお伺い申し上げます。

要するに、この私立高等学校等経常費助成に関しましては、一般財源化については御反対といいますか、そういう方向はとらないということですりしゅうござりますね。

○与謝野国務大臣 本年度の予算を編成するに当たっては、本年度限りのいろいろな財政事情等もありますが、その選択を最終的にせざるを得なかつたという事情はあるにせよ、ただいま先生が御指摘になつたように、一般財源化しますし、来年度の概算要求においてはその考え方を貫いたつもりでございます。

○栗本委員 最大限の努力をするというのと、反対である。それは認めないとすることは別だと思いませんけれども、改めて、最大限の努力なのでござりますか、私は、反対というふうに最初おしゃられたというふうに思います。今、現時点のお話では、最大限の努力。この違いは非常に重要でございますから、改めてそこにについてお伺いしたいと思います。

○伊吹委員長 どちら——吉田高等教育部長。

○栗本委員 大臣の所信をお伺いしたいのです。

○伊吹委員長 ちょっと待ってください。ますあなた説明して、次に大臣。

○吉田(茂)政府委員 経過を御説明申し上げたいと思います。

財源措置の拡充ということに努力をしたわけですが、都道府県の助成水準の維持向上に資するよう配慮していかなければならぬというこ

とで、六年度の予算編成あるいは六年度予算の国と会議の過程におきまして、この削減は六年度限りの措置であり、また国庫補助金を一般財源化するものではないということは、経過的にいろいろ段階で申し上げて、明らかにしてきたところでございます。

○与謝野国務大臣 一般財源化することに賛成でないから、最大限の努力をするわけでございます。

○栗本委員 大変その御表現には納得いたしましたが、ならば、どうしてその二五%カットになつたのをベースにしての概算要求になつたのか。

それは、さまざま諸般の情勢が、財政情勢が厳しいというお話、よくわかりますが、ここは大蔵委員会でもなく、大蔵大臣でもいらっしゃらないわけですから、落つこつた中ではやや多いじゃないかということでは、とても最大限とは私は思えない、これについてお伺いしたいのです。

さらにその中身を見れば、七十億円の増額を要

求されておりますけれども、これは全体の増減比、前年度比で、つまり二五%落ちたところをベースにすれば一%増なんですね。ところが、実は特別補助、だから目的的な、こういうものであれば補助してやるよというものは、二倍とは言いませんが四〇%を超す増であります、実質。そこなんですね。だから、これはどう考えても私は最大限とは思えない。これについて改めてお伺いしたいとともに、もう一つつけ加えてお伺いいたしま

す。

理念のことを今お聞きしているわけですからお伺いいたしますが、私立学校が重要な地位を肯定してということになるかもしませんが、憲法の八十九条には御承知のとおり、「公の支配に属しない慈善教育」ここに教育が入っているわけですね。「若しくは博愛の事業に対し、これを」つまり公の財産、資金でけれども、「支出し、又は

その利用に供してはならない」という一条があるわけでございます。他方で、言うまでもなく、教育の機会均等。私学も教育であれば国民にとつては機会は均等でなければならないというふうに思つておられます。

そこで、私立学校と国公立学校との例えは授業料の格差ということを考えますと、非常に大きすぎる数字でございますが、私立大学と国公立大学の学費の格差というものは一対二ぐらいまでのところに来ております。しかしながら、高等学校を比べますと一対五ということで、私立高等学校に行かれている方の御父兄あるいは保護者の負担といふものは、まだまだ常識的には公立に比べて格差が大きいのではないかという直観的な判断を私はしております。

したがいまして、先生が御懸念になつておられるのは今後一般財源化される、地方交付税により大きな比重が占められるという方向には行かないように、また行つてはいけないと私ども思つておりますので、その点では最大限の努力をしてまいりますので、その点では最大限の努力をしてまいります。

うな、私立学校等に対する助成が減額される、あるいは今後一般財源化される、地方交付税によりますので、その点では最大限の努力をしてまいりますので、その点では最大限の努力をしてまいります。

うな、私立学校等に対する助成が減額される、あるいは今後一般財源化される、地方交付税によりますので、その点では最大限の努力をしてまいりますので、その点では最大限の努力をしてまいります。

私立学校助成法によって全体が属しているというのが正しい解釈でございます。

○栗本委員 今御答弁は私が申し上げました質問の後段でございまして、前段の本年度限りあることは今年度限りとおっしゃられましたが、同じことですけれども、ということ五割削減から二・五割削減に戻った。財政の云々という話は大蔵省の話でございまして、文部省は大蔵省を支配していないはずでございますから、ならば、その二割五割削減をベースにした概算要求をする、結果としてそうなつたとしても、何らかの努力があったのか、それがなければ最大限とはとても思えないというような趣旨の質問をいたしましたが、これについてお答えをいただきたいと思います。

○吉田(茂)政府委員 前段の御指摘の点でございまして、大臣申し上げましたとおり、最大限の努力ということでござります。と申しますのは、御案内のような大変財政上の厳しいシーリングがあるわけでございまして、その中で概算要求をしなければならないというような状況下で、先ほど申し上げましたように対前年度比七十億円増、七百五億円の要求をしておりますが、これは数字的に申しまして一%の増という内容でございます。そのような意味で、文部省としても最大限の努力を払いつつ概算要求を行つたというふうに考えております。

それから、公の支配の点につきましては、私立学校法、学校教育法あるいは私立学校振興助成法等の諸規定によりまして私学が受けております規制、それによつて憲法上の公の支配というものは受けおるというふうに考えておる次第でございます。

○栗本委員 それでは、憲法の問題に關しましては、情勢の変化あるいは現状が進行したので認めることでなく、当初からこの八十九条と私学振興助成法の理念は合致しているという御判断でよろしくございますね。それは私も一致しているものでございます。それであるならば、公の支配、あればいいとお話し

になつたわけなんですね。あるのだ、あればいいんじゃないかと。今度は逆に私学の方から見ますと、あり過ぎるということは、憲法の問題にかかる問題でございまして、前段の本年度限りあることは今年度限りとおっしゃられましたが、同じことですけれども、ということ五割削減から二・五割削減に戻つた。財政の云々という話は大蔵省の話でございまして、文部省は大蔵省を支配していないはずでございますから、ならば、その二割五割削減をベースにした概算要求をする、結果としてそうなつたとしても、何らかの努力があつたのか、それがなければ最大限とはとても思えないというような趣旨の質問をいたしましたが、これについてお答えをいただきたいと思います。

○吉田(茂)政府委員 前段の御指摘の点でございまして、大臣申し上げましたとおり、最大限の努力といふことでござります。と申しますのは、御案内のような大変財政上の厳しいシーリングがあるわけでございまして、その中で概算要求をしなければならないというような状況下で、先ほど申し上げましたように対前年度比七十億円増、七百五億円の要求をしておりますが、これは数字的に申しまして一%の増といふ内容でございます。そのような意味で、文部省としても最大限の努力を払いつつ概算要求を行つたというふうに考えております。

それから、公の支配の点につきましては、私立学校法、学校教育法あるいは私立学校振興助成法等の諸規定によりまして私学が受けております規制、それによつて憲法上の公の支配というものは受けおるというふうに考えておる次第でございます。

○栗本委員 それでは、憲法の問題に關しましては、情勢の変化あるいは現状が進行したので認めることでなく、当初からこの八十九条と私学振興助成法の理念は合致しているという御判断でよろしくございますね。それは私も一致しているものでございます。それであるならば、公の支配、あればいいとお話し

大きな問題があるはずですが、とりあえずそれでいい。ところが、東京は富裕団体でありますから、ということになつておりますから、地方交付税が来ない。一般的に言うと、地方交付税も財源を給付しているのが東京都民であるという言い方もある。さらに私学振興助成法の中でも減額調整というのがされておりまして、そういうふうなところでは、じや、東京はどうするのだ。もしも東京都知事が大臣と全然気の合わない人であつたりすると、これは全く、それはそうならぬことを祈りますが、そういったものは全然出さないんだということになりはしないと思います。

が、論理的にはなる可能性があり、そしてもちろん、私ども国議員であります、大臣も御尽力いただいたと思いますが、東京の選出の政治家でもありますから、そなならないよう別途努力をいたしましたが、結局のところこれは少なくなりました。このことは非常に大きな問題だと思うのですね。地域の問題だけじゃない、これは私学の問題なんです。

なぜなら、大臣もおわかりだと思いますが、私は、先ほど全体の比率は大臣がおつしやられたとおりもちろん無視できないものであります。が、特に東京都は、国の政策の失敗であるとは特に言えませんが、東京都の政策の失敗でもあるだろうと思いますが、私学の比率が圧倒的に全国平均に比して高いわけであります。例えば高校では、全國で二四%が総高校数のうちの私立であります。ところが東京では五二二%であります。中学は五・六%に対して二一・五%、小学校は〇・七%

ますときには私は野党でございまして、東京出身の議員といたしましてこの問題に深い憂慮を持ったわけでございます。それは、先生が今お持ちの御心配とは同じでございまして、東京都の場合には、富裕団体であつて地方交付税が不交付であるということで、実質的な減額というものが生じる地方公共団体であるわけでございます。そういう意味では、何とか私立学校等に対する助成の水準が落ちないという努力をしなければならないということで、一国会議員として東京都の方にも随分陳情等をやりました。

現在の立場から申し上げますと、来年度の概算要求というのは本年度の予算の延長線上に考えていかなければならぬという限界が既に生じておりますので、そういう限界はござりますけれども、東京都のような富裕団体が実質的に余り御損にならないような方法はないかということを自下研究中でございまして、東京都の私立学校助成に対する意欲を損じないような方法も東京都と話し合っております。

○栗本委員

ありがとうございました。

それは、東京の問題に関しましては、大臣も私も東京選出でございますが、そういう地域の問題ではなくて、まさに教育の問題を東京について特段に御配慮あるいは御指導があつてもおかしくないというふうに、むしろそれを特段に御要求申し上げて、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、教育制度あるいは教育政策というのは、児童生徒をマスとしてとらえていく側面は当然あるわけでございます。マスとして、全体としてとらえていくというのも一つの非常に重要な思考形態でござりますけれども、個別、具体的なケース、現場においては、一人一人の子供の成長、そういうものを図つていくためにきめ細かい指導をしていく、優しい気持ちで一人一人の子供の個性の伸長を図つていく、そういうきめ細かいところに配慮をしていくというの

がやはり人に優しい政治ということであると思いますし、また、いろいろなハンディを負われている方々にも、その方々の持てる力、能力を伸ばしておられます。そこで、私は野党でございまして、東京出身の議員といたしましてこの問題に深い憂慮を持つたわけでございます。それは、先生が今お持ちの御心配とは同じでございまして、東京都の場合には、富裕団体であつて地方交付税が不交付であるということで、実質的な減額というものが生じる地方公共団体であるわけでございます。そういう意味では、何とか私立学校等に対する助成の水準が落ちないという努力をしなければならないということで、一国会議員として東京都の方にも随分陳情等をやりました。

現在の立場から申し上げますと、来年度の概算要求というのは本年度の予算の延長線上に考えていかなければならぬという限界が既に生じておりますので、そういう限界はござりますけれども、東京都のような富裕団体が実質的に余り御損にならないような方法はないかということを自下研究中でございまして、東京都の私立学校助成に対する意欲を損じないような方法も東京都と話し合っております。

それでは、東京の問題に関しましては、大臣も私も東京選出でございますが、そういう地域の問題ではなくて、まさに教育の問題を東京について特段に御配慮あるいは御指導があつてもおかしくないというふうに、むしろそれを特段に御要求申し上げて、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、教育制度あるいは教育政策というのは、児童生徒をマスとしてとらえていく側面は当然あるわけでございます。マスとして、全体としてとらえていくというのも一つの非常に重要な思考形態でござりますけれども、個別、具体的なケース、現場においては、一人一人の子供の成長、そういうものを図つていくためにきめ細かい指導をしていく、優しい気持ちで一人一人の子供の個性の伸長を図つていく、そういう

関しての質問を最初にさせていただきたいと思います。

私もこのあいさつを読ませていただきまして、村山政権といつもが人に優しい政治というものを標榜して新しく発足なされた、新しい内閣のそ

れども、中身はそれほど特色のあるものとはならぬ、そんな感じを受けたわけでございます。

先ほど大臣の方から、大臣の教育に対する思い、認識、教育観なりが示されたわけでございまして、私は大変すばらしい教育観だなと思ひながら伺つたところでございます。

そこで、それはそれとして、私がここで大臣にお伺いしたいのは、村山内閣が人に優しい政治といふものを使うたわれてはいるわけでありますけれども、人も優しいということを文部行政の中では具体的にどう位置づけてお考えになつていらつしゃるのか、その村山総理のお考えを文部行政の中でどうなさつていかれようとしているのかといふ点についてお伺いしたいと思います。

○与謝野國務大臣 人に優しいというのは非常に抽象的な表現でございますので、実際文部行政でそれがどう展開されていくのかということをうまく表現することは非常に難しいわけでございます。

先ほど申し上げましたように、教育制度あるいは教育政策というのは、児童生徒をマスとしてとらえていく側面は当然あるわけでございます。マスとして、全体としてとらえていくというのも一つの非常に重要な思考形態でござりますけれども、個別、具体的なケース、現場においては、一人一人の子供の成長、そういうものを図つていくためにきめ細かい指導をしていく、優しい気持ちで一人一人の子供の個性の伸長を図つていく、そういう

どちらかというと、どうも国民の皆さんは、文部省というとやはりお上である、権威の象徴である、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というものの、その立場に立つての優しさといふものをおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさというものをどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くとこれからはやはり私は期待しているわけであります。

そういう観點からすると、人に優しい政治とい

うのは、今は、いわゆる一人一人の教育を受ける

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

理由ではないかと私は思つてゐるのです。

○福留委員 人に優しい政治を村山政権が掲げら

れたそのゆえんというのは、実は今回の政局の流

れの中でも、政策だとか理念ではなくして、その

体質だと手法というなどを云々されているわけ

ですね、強権的であるんだとか。その辺のこと

が、人に優しい政治を村山総理が標榜された一つ

の理由ではないかと私は思つてゐるのです。

○与謝野國務大臣 人に優しい政治を行つていく、人

に優しい政治をあげて文部行政との関連で表現す

ればそういうことになるのではないかと私は思つております。

○福留委員 人に優しい政治を村山政権が掲げら

れたそのゆえんというのは、実は今回の政局の流

れの中でも、政策だとか理念ではなくして、その

体質だと手法というなどを云々されているわけ

ですね、強権的であるんだとか。その辺のこと

が、人に優しい政治を村山総理が標榜された一つ

の理由ではないかと私は思つてゐるのです。

○与謝野國務大臣 人に優しい政治といふもの

については、今は、いわゆる一人一人の教育を受ける

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつに関連いたしまして質問の時間を

いただきましたので、何点かにわたつて御質問を

させていただきたいと思います。

まず最初に、私どもの同僚であります松沢委員

の方からも質問がありました、このあいさつの中

身そして基本的な大臣の教育理念なり哲学なりに

かかる

て、福留泰蔵君の質疑を終わります。

○伊吹委員長 栗本慎一郎君の質疑を終わります。

続いて、福留泰蔵君。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 人に優しい政治といふもの

については、今は、いわゆる一人一人の教育を受ける

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

ります。

それで、現場ではいろいろな御意見を聞くと

子供たちの立場に立つて優しい政治、優しい教育

というのを大臣はおつしやつたんだろうと思ひますけれども、行政のあり方としての優しさといふもの

をどうできるだけ多くの方々の御意見を謙虚に聞くと

これからはやはり私は期待しているわけであります。

○福留委員 改革の福音泰蔵でございます。

大臣のあいさつでございましたが、そのあいさつの中で私は、文部省のあり方として、や

る、権威的に感ずるし、強権的に感ずる部分もあ

○福留委員 言葉で言えば、謙虚で、かつ責任のある政治であると思っております。

まず、二〇〇二年のワールドカップの誘致の件について御質問させていただきたいと思います。

ワールドカップサッカーについて、大臣も御存じだと思いますけれども、四年に一度開催されると、年々、世界中の注目が高まっています。そこで、このワールドカップサッカーを代表する最強のチームによって世界一が争われる世界最大のスポーツイベントとなつていて、その地で開催されまして、全世界を興奮の渦に巻き込んで、大成功のうちにブラジルが優勝するという形でその幕を閉じたということは、記憶に新しいところでございます。私ごとでございますけれども、私も現地でワールドカップ大会を見る機会を得まして見させていただきましたけれども、世界最高のスポーツイベントとも言われることを改めて認識をしたところでございます。

これはフランスで開催されることが決定しているわけでございますけれども、その次の二〇〇二年の大会については、国際サッカー連盟、FIFAのアベランジェ会長が、二〇〇二年はアジアでというとの表明をしたとの報道もありまして、二〇〇二年ワールドカップの開催地に、私ども日本は韓国とともに立候補を表明しているところでございます。日本サッカー協会を中心といたします。二〇〇二年ワールドカップ招致委員会ができまして、現在熱心な招致活動を展開されているところでございます。

昨日も、関東の知事会がございまして、関東の知事会の皆さんからも、二〇〇二年に開催予定のワールドカップ大会日本招致に関する支援措置を含めたさまざま御要望が決定なされたとの本日付の報道もあります。同大会について、一、開催条件である政府保証を早急に閣議決定してほしい、二点目として、招致活動に対する政府の支援体制

ムなどインフラ整備の財政支援措置を講ずる、この三点の関東知事会における要望が決定されたということでもございます。

今申し上げたとおり、道のりはまだまだ厳しいものがあるわけでございます。与謝野文部大臣におかれましては、国際サッカー連盟のアベランジエ会長にあてまして、文部省として最大限の支援をするとの親書を渡されたと聞いているところでござりますけれども、まず、文部大臣として、ワールドカップ招致へ向けて今後どのような御努力をなさつていかれるのか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣　スポーツの振興は、文部省のお預かりしております最も重要な仕事の一つでございまして、ただいま先生からお話がございました二〇〇二年のワールドカップ招致という問題は、日本におきますサッカーの普及並びにサッカーというスポーツが持っております世界的な普遍性と申しますか、世界中の人に愛されているスポーツであるという観点から、これは国際親善に非常に大きな役割を果たすということをございますので、私ども文部省としては、行政官庁として招致委員会の御活動をできるだけ支援を申し上げたいと思っております。

先生が御指摘になつたように、ことしの七月には、招致委員会の方々がアベランジエ会長に二〇〇二年の可能性についてお話しに行くということです、文部大臣としての誓簡をお渡ししたわけでございます。二〇〇二年の日本招致を実現するためには、日本のサッカーファン並びに政府関係者あるいは国会議員におかれましても、やはりそういうものを招致しようという熱意の高まりと世論の高まりが必要であると思いました。そういう意味では、先生方のぜひ一層の御支援もお願いしたいところでございます。

○福留委員　今文部大臣の非常に前向きの御答弁がありましたが、我々としても積極的にこの世論を高めてまいりたい、応援してまいりたいと思つたところでございます。

そこで、せつかくの機会でござりますので、このワールドカップ招致実現までさまざまハーネル、障害があろうかと思ひますけれども、具体的にはどのようなものがあるのかお尋ねしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 こういう大きなイベントですから、招致したいという国は多分ほかにもあるはずでございまして、そういうところとの競争ということにも一つはあると思つております。それと同時に、来年一月に出されます招致に関するいろいろな条件、これはまだ具体的にはわかつておりますけれども、十五とか十六のサッカーフィールドも必要になりますし、それに対するアクセスをどうするかという公共事業関係の投資も必要でございますし、また、そういうサッカーフィールド自体、あるいはそれに関連するインフラをつくるための財源の確保という非常に重要な問題もあるわけでございます。

○福留委員 来年の一月に条件が示された上で、恐らく政府としての保証が必要となる。そうすると、開設決定なり開設了解が当然必要にならうかと思います。私どもは、過日、村山総理のところに伺いました、その要請を行いました。総理はその際、このワールドカップサッカー大会というものは、オリンピック等の総合スポーツのイベントではない、単一のスポーツである、そんな大会に開設了解はなしでいいのではないかというふうな非常に消極的なお話をあつたかと私は受けとめているところでございます。

しかし、このワールドカップ大会は、大臣も御存じのとおり、百八十カ国がテレビ中継するような人々が観戦すると言われる、まさしく世界最高の関心を集めるとボーツイベントであるといふ認識と、また、国内で開催するに当たっては、今大臣のお話もありましたけれども、十五カ所とか十六カ所、つまり十五とか十六の都道府県が開催地になる、いわゆる全国規模でこの大会が行われる、そ

ういう地域的な広がりがあるということを考えますと、私は当然のことながら、これは閣議了解すべきことではなかろうかと考えているわけでございます。

今の答弁と若干違うようありますし、私の聞いている範囲では、事務レベルのお話とおっしゃいますけれども、それは何か正式な懇談というのではなくて、ただあいさつに来て、これつきりみたいなお話であったかのよつた話を聞いているわけございまして、ひとつこの件について、初中教育局長ですかと、もう一回、今後さらに懇談を進めるかどうかについて、正式に進めてほしいと思うわけでございますけれども、見解を伺いたいと思います。

○伊吹委員長 それでは、順番に、泊生涯学習局長から。

○泊政府委員 先ほど申し上げましたように、事務当局としては必要に応じてこれまでも情報交換等の場を設けてまいります。今後も必要に応じて、また相手のこともございますので、申出等がある場合に、適宜そついた場の設定といふことについては私どもも従前どおりの対応をしてまいりたいと、うふうに思っております。

○野崎政府委員 お答え申し上げます。

私ども初等中等教育を担当している立場としては、やはり学校教育において十分な教育をしていくということになりますが、私は、この塾の調査の中でも、学習塾に通わせた理由について、学校の授業がわかるようになつたというような回答が相当数見られるわけで、こういう点につきましては、やはり学校教育として十分反省し、教育内容あるいは指導方法の改善充実に努めるということが大事だと思っております。ただ、一方、学校の授業だけでは受験勉強が十分できないからとかいう、そういう理由もあるわけでございます。この辺につきましては、やはり入試の方法とか、あるいは生徒が偏差値という一つの物差しだけではかられていく、したがって、ある意味ではそういうところに向けて塾での勉強を繰り返すというようなことは、子供の多様な発達ということから見ましても大変問題なわけでございますので、今学校教育におきましても、特に

高等学校教育は個性化、多様化というようなことを進めていますが、学校教育のそういう個性化、多様化とともに、入試制度の改善なり、そういうものもあわせて考えていかなければいけないかぬのじやないか、このように思つておるわけでございます。

○福留委員 時間が参りましたので、最後の質問、また意見表明をさせていただきたいと思います。いずれにしましても、今生涯学習局長の方から従前どおりというお話をありましたけれども、どうも従前どおりではなかなか正式の、また実効の上がる懇談の場になつてないという認識もあるようございますので、どうか実効性のある、本当に有効なる懇談の場を正式に今後設けていただきたいということを要請したいと思います。

また、初等中等局長におかれましても、今その学習塾の問題というものが、初等中等教育段階における問題点というものをそこに認識しながら、それを学校教育の現場でどう改善していくかという意味で、私は、学習塾の今の実態というものをやはり正確に認識していくことが重要ではなかろうかと思います。ですから、初等中等教育の充実ということを大前提に考えますれば、私は、文部省の方から逆に学習塾の方へ伺つて、その実態というものをきちんと調べるべきではないかと思つておるわけでございます。

○伊吹委員長 福留泰蔵君の質疑は終わります。

午後一時から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。
午後零時二十二分休憩

○伊吹委員長 午後一時二分開議
○伊吹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。藤村修君。

○藤村委員 改革の藤村修でございます。

きょうは、文部大臣にあいさつもいただきましたことを受けて三つの項目で、三十分間ですか御説明等をお願いをしたいと思っております。

まず、よく言われるとおり、日本は非常に国が狭い、国土が狭い、あるいはこれといった資源を持たない国でございます。何より人的資源というものが重要で、つまり、きょうまで科学技術といふものが日本のはり成長を支え、そしてこれから将来に向けてもこの科学技術力を大いに高め発揮していかなければならない、このことは言うまでもございません。国民一人一人がゆとりと潤いのある生活を営み、これは先ほどの大臣のお話の中にもありましたが、さらに、豊かな文化国家として世界に貢献していくにも、この科学技術力と一緒にあります。しかし、日本のすぐれたものは、これを競争させるばかりであります。

○与謝野国務大臣 文部省の考えております教育制度あるいは学校制度というものは、自己完結的であるとか少子化であるとかということで、それに

なつておるということが前提になつております。しかしながら、現に塾が存在し、多数の児童生徒がそこに通つておるという現実もあるわけでございませんから、私ども文部省といたしましては、そのままあわせて考えていかなければいけないかぬのじやないか、このように思つておるわけでございますから、私ども文部省といたしましては、そうないか、このように思つておるわけでございます。

○福留委員 時間が参りましたので、最後の質問、また意見表明をさせていただきたいと思います。いずれにしましても、今生涯学習局長の方から従前どおりというお話をありましたけれども、どうも従前どおりではなかなか正式の、また実効の上がる懇談の場になつてないという認識もあるようございますので、どうか実効性のある、本当に有効なる懇談の場を正式に今後設けていただきたいということを要請したいと思います。

また、初等中等局長におかれましても、今その学習塾の問題というものが、初等中等教育段階における問題点というものをそこに認識しながら、それを学校教育の現場でどう改善していくかといふ意味で、私は、学習塾の今の実態というものをやはり正確に認識していくことが重要ではなかろうかと思います。ですから、初等中等教育の充実ということを大前提に考えますれば、私は、文部省の方から逆に学習塾の方へ伺つて、その実態というものをきちんと調べるべきではないかと思つておるわけでございます。

○伊吹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○伊吹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○藤村委員 改革の藤村修でございます。

きょうは、文部大臣にあいさつもいただきましたことを受けて三つの項目で、三十分間ですか御説明等をお願いをしたいと思っております。

まず、よく言われるとおり、日本は非常に国が狭い、国土が狭い、あるいはこれといった資源を持たない国でございます。何より人的資源といふものが重要で、つまり、きょうまで科学技術といふものが日本のはり成長を支え、そしてこれから将来に向けてもこの科学技術力を大いに高め発揮していかなければならない、このことは言うまでもございません。国民一人一人がゆとりと潤いのある生活を営み、これは先ほどの大臣のお話の中にもありましたが、さらに、豊かな文化国家として世界に貢献していくにも、この科学技術力と一緒にあります。しかし、日本のすぐれたものは、これを競争させるばかりであります。

そこで、先行投資とおっしゃいましたので、それはその投資目的を明確にしておく必要があると考えます。もちろん、教育への投資というものが単に国の利益、すなわち経済成長や発展だけを目的とするというのではなくて、当然自己実現あるいは多様な個性の発揮、充実した人生を送ることなど幾つか考えられます。しかし、間近に迫る高齢化社会への対策としても、きっと日本が稼いで、そして食べていてける社会とならなければ話は始まらないわけでございます。

そこでまず最初に、この先行投資の目的というのについて与謝野大臣のお考えをお聞きしたいと思いますが、今までの私の話を踏まえてぜひ御感想をお願いいたします。

○与謝野国務大臣 日本を支えてきたものが、やはり戦後五十年をとりましても、日本のすぐれた科学技術の水準あるいは製造技術の水準であることは、私は先生と全く同じ認識を持つております。

そこで、教育に対するいろいろな予算というものが未来に対する先行投資という表現が最近使われるようになりましたが、それは、普通のもので、と種をまきますとすぐ生えてまいりますけれども、教育の場合で、教育に対して投資を行う、これは個人が行う場合もあるいは公の財政で投資をする場合も、投資をしてすぐその効果があらわれてくるという性質のものではありません。十五年、二十年という期間が経過しまして初めてその教育に関する投資が生きたかどうかということがわかる、そういう性質の投資であるわけでございます。

したがいまして、現時点での教育政策あるいは教育に対する予算の確保というのは、実は十五年、二十年の先を考えながら物事を考えていかなければならぬという性質があるのであります。それが教育の予算というのは先行投資であるという表現につながっておりまして、その表現 자체は比較的真実の姿に近い言葉遣いであると私は思つております。

○藤村委員 今の大臣のお言葉、十五年、二十年先を見越してということで、まさにちようど高齢化社会が到来する「十一世紀」、そのときには日本が、今の教育投資がきて、きっちり収入の方もなければ税金は払えないわけでありますから、この点はやはり見越して今後の文部行政にぜひ取り組んでいただきたい、こう考えるわけでございます。

その中で、今、一つずつと話題になつております理科離れ、理科教育の危機というものが、非常にこれは今多く報道もされておりますし、あるいはこの夏、日本物理学会が、「理科離れるの子供が増えています。また同じ時期、日本化学会、これからも、「次世紀に向けての化学教育の課題」と題する提言の中で、初中教育における理科の授業時間の確保あるいは教員採用試験の科目に必ず理

科の実験を入れる、これはやはり先生がどうも実験嫌いというところもあるのかと存じますが、このことなどを要望書にまとめて発表しております。私も、理科の時間をどれくらい削ったのか、減ったのかということをちょっとお聞きしてみたところが、ちょっと例を挙げて申しますと、小学校の高学年、五年生、六年生で、これは学習指導要領改訂の時期に従つて言いますと、例えば昭和四十三年までの小学校五年、六年、それぞれ年間で百四十時間理科の時間があった。それ以後、五十年の改訂以降はこれが百五時間、小学校五年も六年もそつであります。比率でいうと相当大幅な減でございます。あるいは中学一年、二年で申しましても、これもちよど同じ。ちょうど中學一年も二年も昭和四十四年までの理科時間が百四十五時間になつております。つまり理科がこんなに大きく減っている。

ただ、これはちょっと注釈が必要でございます。て、単に理科の時間が減つただけでなく、各教科全体の時間削減といふものが行われているわけでもございます。そして、その理由で文部省の資料を見ますと、「ゆとりある充実した学校生活の中で人間性豊かな児童生徒を育成することや多様な児童生徒の実態に適切に対応することを目指した」とのことです。さらに、昭和三十年代、これは私が小学校に行っておりました、あるいは四十年代の教育のあり方に反省に立つてのことをだといつておられます。

それは、現時点において果たして目指したもののがどのように実現をしておるのか、あるいは昭和五十年代、六十年代、最近に至るまでの教育の改革で理科の授業時間を大幅に削つたから」との指摘を含む要望書を与謝野大臣に提出されたと伺っております。また同じ時期、日本化学会、このように必要じやないか、このように思つています。

○野崎政府委員 お答え申し上げます。

今、理科の時間数についての御指摘がございました。数字はまさにそういうことでございますが、

これはお話を中にもございましたように、理科だけが減つたということではなく、むとある充実した学校生活という中で、すべての教科にわたつて授業時数の削減が行われた、こういう経緯があるわけでございます。

今後の動向を考えてみると、理科の授業時数をふやすということにつきましては、これは現実問題として難しい課題、このように思つております。全体として授業時間が減つていく中で、理科をふやすというようなことはとても無理なことだと思うわけでございます。

ただ、授業の進め方に従つまして、今お話をございましたように、理科というものが、知識を教え込むというようなことで、実際に体験するとかそういうことじやない授業といふことが行われますと、どうしても興味、関心もなくなるわけでございます。それで、私ども、今度の新しい学習指導要領でも、理科の教育につきましては観察、実験あるいは体験的な学習、みずから経験をしていくことが大事なんだということを重視をしておるわけでございますので、授業のやり方、そういうものにつきましては、これは先生の資質も影響するわけでございますので、先生方の研修、そういうものを含めまして、子供たちにいろいろな実験あるいは観察をさせていく、そういう中で興味、関心というものを高めていくような施策を講じていかなければなりません。やはり国が、本当に将来の技術立国としての日本の収入をいかにするかというか、そういう大きな目的のために必要ではないか、まさしく國の将来が危ういのではないかとまで思うわけではございません。これはやはり私は、今呼ばれていたところでも、結局学習指導要領で今理科に割り当たられる時間が、結局学習指導要領の改訂ごとに減つております。現在、小中高のどの分野を見ても、總分野が今取り入れられております。それはその時間数、つまり理科だと思いますが、それをふやして対処すべきではなかろうか。つまり、原理原則の部分はやはりきっちりと教えていかねばならないのです。

これはお話を中にもございましたように、理科だけが減つたということではなく、むとある充実した学校生活という中で、すべての教科にわたつて授業時数の削減が行われた、こういう経緯があるわけでございます。

だからといって、人間の頭の方は、今も昔も小学生は小学生でありますし、いかに情報化時代だからコンピューター教育が必要だ、これは私もそう考えますが、先端技術に達するまでには非常に初歩的な原理原則からスタートしなければならない。というわけで、コンピューター教育の新しい分野が今取り入れられております。それはその時間数、つまり理科だと思いますが、それをふやして対処すべきではなかろうか。つまり、原理原則の部分はやはりきっちりと教えていかねばならないのです。

で、もうICとかLSIの時代にあります。だからといって、人間の頭の方は、今も昔も小学生は小学生でありますし、いかに情報化時代だからコンピューター教育が必要だ、これは私もそう考えますが、先端技術に達するまでには非常に初歩的な原理原則からスタートしなければならない。というわけで、コンピューター教育の新しい分野が今取り入れられております。それはその時間数、つまり理科だと思いますが、それをふやして対処すべきではなかろうか。つまり、原理原則の部分はやはりきっちりと教えていかねばならないのです。

そして理科という授業のほかに、学校行事等いろいろな、博物館とかそういうものを見学をしてみずからいろいろな機械にさわってみるとか、そういう場をふやしていくとか、そういういろいろな多元的な形でこの問題については対応していかなければいかぬのではないか、このように思つているわけでございます。

○藤村委員 対応はわかるのですが、今理科離れるあるいは理科教育の危機ということに対する認識があるのかないのか、これは先ほど来御説明したことを受け、文部大臣にも一言だけでもお答えいただきたいと存じます。

○与謝野国務大臣 先生御自身の御体験のお話がございましたが、やはり児童生徒がある時期にそういう科学や技術、私どもそれを総称して理科と言つていますが、そういうものに対する関心を触発されると、触発された人ほどやはり理系に進んですぐれた人になるということは実はわかっております。まず子供たちが理科の科目に興味を抱くきっかけとなる場面をたくさんつくづいかなければならぬということが一つございます。

それでもう一つは物の教え方でござりますけれども、もちろん化学記号やその他をしっかりと学習していく、覚えておくことも必要ですけれども、やはり理系では特に論理的な思考も必要ですし、あるいは新しい物をつくっていくという創造力を働かせるという態度も必要です。また具体的な問題をどう解決するかという、暗記型でない、具体的な問題に応用のきく学習態度というものが必要だと思つております。

それに加えまして、やはり教える先生も、教える方に一工夫も二工夫も今後工夫を重ねていかなければならぬわけでして、そういう教育方法の例えれば実験室の整備等にも予算を投じ、そういう課題もあります。

それと同時に、こういう厳しい財政状況でございますけれども、子供たちが理科に親しむ、理科の愛に感動した交通遺児の高校生、大学生が同じ境遇の災害遺児にも進学できるようになると街頭募金や世論に訴えるために作文集を発行したりして、

度で臨まなければならないと思っております。

○藤村委員 それではちょっと具体的な別な問題に移させていただきます。

これはきのうの夕刊の東京新聞でございますので、ごらんになつた方も多いかと存じます。大きな見出しが「ボランティア激減」という見出しがすぐ目に飛び込むわけでございますが、あしながら学生募金という運動がござります。これは昭和四十三年十二月二十日の衆議院交特委で異例の決議とその後の閣議での賛同を得まして、財団法人交通遺児育英会、これは文部省監督でございますが、あしながら学生募金と、これが設立されて、以来二十五年間に四万人余の交通遺児が高校・大学に進学の夢を果たしました。奨学金の総額というのは二百六十億円になつております。

そこでこの資金は学生ボランティア、このあしなが学生が街頭に立つてのあしなが学生募金が、毎年、過去二十五年間に延べ百三十万人の学生が参加し、そして一億人以上の国民の皆さんが浄財を寄せていただいた。三十億円の寄附を集めています。

実は私自身も学生時代から、このあしなが募金、第一回目からずっと街頭に立ちまして、そしてその後もこの運動を支援する者の一人でございますが、この街頭募金で絵はがきを配りまして募集したのが教育里親、あしながおじさんであります。毎月遺児の育英のため送金してくださるあしながさん、まあおじさんだけではなくおばさんもお姉さんもいますが、あしながさんと言いますが、今約二万人になつております。きょうまでのこのはあしながさんがそつと寄せてくださる寄附が百十四億円と、同育英会への寄附者としては圧倒的第一位になつております。

このあしながさんの運動が、また違う形で美しい花を咲かせました。それは、そのあしながさんの愛に感動した交通遺児の高校生、大学生が同じ境遇の災害遺児にも進学できるようになると街頭募金や世論に訴えるために作文集を発行したりして、昭和六十三年に災害遺児の奨学金制度をスタート

させました。さらにその夏、これは進学できた災害遺児、交通遺児が一緒になつて、今度は病氣で親を亡くした病氣遺児にも進学を、こういう運動を続けまして、ついに去年、平成五年春に奨学金制度ができ、スタートしております。そして、これら遺児の運動が、あしながさんへの恩返し運動ということで大変世論も熱心に支持をいただいてい

るという歴史がござります。この学生たちによる街頭募金、あしながさんの資金援助、そして遺児たち自身による恩返し運動、これ全體が、我が國の民間が力を合わせてつくり上げたボランティア活動の一つの典型だと言われておりますし、我が國最大のNGOであるとの高い評価を受けるに至つております。最近、しきりにフィラソロピーという言葉が使われますが、社会の問題を市民が中心になつて汗を流し、あるいは寄附することで協力して解決していくこと、この社会貢献のあり方を実際に実践し、日本社会に提示した具体的な実例だと考えております。

そこで、ぜひおとと謝野大臣にはこのことを承知いたしました上で、先ほどござつても触れられました、生涯学習の振興のためのボランティア活動の支援ということが非常に心強く響いております。そこで、ぜひおとと謝野大臣にはこのことを承知いたしました上で、先ほどござつても触れられました、生涯学習の振興のためのボランティア活動の支援ということが非常に心強く響いております。

○与謝野国務大臣 交通遺児の育英会というのも大変いい仕事を今までやつてしまりましたし、あしながの運動も大変私はいい運動、ボランティア活動をやつてきていただいたと思います。

一方、文部省としては、この問題は与野党で専門家議をやつておられまして、そういうものの推移も見ていかなければなりませんし、また人々が学習成果を生かし、みずから主体的にボランティア活動に取り組むことは、生きがいや充実感を持って生きる上で大変有意義でございまして、私どもの文部省の政策の中心でございます。

そこで、きのうの夕刊のこの記事は、要するにボランティアが減つているんだという記事でござります。実は、財団法人交通遺児育英会が、今春理事長の交代の後にここにが続いておりました。報道なんかでもいわゆる内紛だということで、学年時代から関係し、そして今から新しく病氣遺児の救済に力を發揮しようと考へておられる私が、一番心配なのは、この混乱が、やつと縁についた病氣遺児の進学援助にも黄信号がともるのではないかということです。がんや過去世代から関係し、そして今から新しく病氣遺児の救済に力を發揮しようと考へておられる私が、一番心配なのは、この混乱が、やつと縁についた病氣遺児の進学援助にも黄信号がともるのではないかということです。がんや過去世代から関係し、そして今から新しく病氣遺児の救済に力を發揮しようと考へておられる私が、一番心配なのは、この混乱が、

そこで、きのうの夕刊のこの記事は、要するにボランティアが減つているんだという記事でござります。

○藤村委員 御評価いただきましてありがとうございます。

そこで、きのうの夕刊のこの記事は、要するにボランティアが減つているんだという記事でござります。

そこで、財団法人交通遺児育英会は文部省高等教育部局の方で監督をいただいております。私は、この内紛あるいは混乱というものを一日も早く收拾すべきだと考へます。監督をされる立場で、また文教に携わる政治家としても、この病氣遺児つぶしの動きを看過するわけにはまいりません。

そこで、財団法人交通遺児育英会は文部省高等教育部局の方で監督をいただいております。私は、この内紛あるいは混乱といふものを一日も早く收拾すべきだと考へます。監督をされる立場で、また文教に携わる政治家としても、この病氣遺児つぶしの動きを看過するわけにはまいりません。

○吉田(茂)政府委員 御指摘の交通遺児育英会をめぐるいろいろな問題につきまして、新聞報道等の有するさまざまな問題につきまして、法人の運営に責任を持つ理事会あるいは評議員会において、今後ます十分に御審議をいただくべきであるというふうに考へておるところでございます。

○藤村委員 吉田局長のおっしゃるとおりの部分

と、それから余り冷たく言わないで、やはり監督をする立場で今後も御指導を願いたいと要望をさせていただきたいと存じます。

次に、三つ目でございますが、このところ景気は少し明るい兆しが見え始めており、ところが雇用情勢というのは非常に厳しいわけでございまして。ことしは新卒者、大学の就職問題ですが、特に女子大生にとっての就職が非常に厳しいと周りから聞こえています。

それで、新聞スクランプを集めてみますときに、例えば「就職浪人に体験入社制度 労働省、来年度から」あるいは「女子学生の雇用確保へ努力要請 日経連会長に労働大臣」などなど、雇用問題としての労働省の取り組みというものが非常に目立つのですが、学生を企業に送り出すという立場の大学側の努力とか、あるいは文部省としてはどのように取り組んでいらっしゃるのか、短くお答え願いたいと存じます。

○与謝野國務大臣 先生御指摘のように、昨今の

経済情勢というのはいまだ非常に厳しいものがござります。

これは雇用情勢全般に大きな影響を与えておりますし、特に新卒の学生、中でも女子学

生に対する環境の厳しさは御指摘のとおりでござります。

就職は、学生が社会に旅立ちます第一歩として

重要な入り口でございます。文部省としては、從

来から各大学等に対しまして、就職指導を充実し

てほしいという要請をしてきました。企業側に対

しても、私ども文部省私自身も七、八月に経済團

体四つ、中小企業の団体を一つお訪ねをしまして、

新規採用の拡大、特に女子学生に対する就職機会の拡大を強く訴えてきたところでございます。

今後とも、大学と密接な連絡もとりまして、就

職の指導の充実に努めていかなければならぬと

思いますが、一方では、学生の採用については企

業側にさうに働きかけるということもしなければなりません。女子学生を初めとする新規卒者に對しては、私どもは全面的な御支援を申し上げたいたいと存じます。

○藤村委員 今与謝野大臣のお話で、大学と密接な連絡をとりながらということございますが、私は、私立大学は、就職部が充実していたり、過去ずっとやはり就職で大学の名を上げるようなどころもあったかと存じます。

ところが、案外国立大学は、ある意味では就職天国で、対応が遅れているのではないかと存じます。

私は、今文部省では何か国立大学の就職問題について、これはちょっと定かでないのですが、専門官をどうとかするという話も伺つたのですが、

新しい取り組みがございましたらぜひ御説明をいただきたいと存じます。

○吉田(茂)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、就職指導専門官につきましては、これ

は概算要求を行つておるわけございますが、これは一般的な就職の問題について対応していくと

いうふうな考え方でございます。さらに、概算要求の中では、内外学生センターの就職ガイダンス事業、

これに要する経費を計上して、学生の就職に対する一層の支援に努めるという姿勢で臨んでおるわけござります。今後、さらに努力を強めてまいりたいというふうに思つております。

○藤村委員 来年以降も、結局円高による産業の空洞化などと言われております。あるいは産業構造全体が転換する中で、さらには一方で進めら

れる規制緩和という問題は、これはひょつとして雇用に対しても割に難しい方向に働くという可能性もございます。

ですから、今後、失業要因の増大というものが十分に考えられる中で、学生を社会に送り出す側

の、これは文部省、大学ということでござりますが、今後の就職問題に対しても、やはりちょっと

きょうまでとは違つた視点、発想で取り組む必要があるかと考えますが、与謝野文部大臣の御所見を伺いたいと存じます。

○吉田(茂)政府委員 先に事務的に御説明を申し上げたいと思ひます。確かに経済状況の、いわゆる景気の状況、あるいはさらにそのほかに経済の構造的な変化、そういうものに対応するためのいろいろな取り組みが必要であろうと思ひます。

し、例えば、過年度の卒業者に対する指導、就職に對するあっせん、こういうことも含めて事務的にも今までとは違つた取り組み、御指摘のとおり努

力をしてまいりたいと思っております。

○藤村委員 先ほどの与謝野大臣の、本当にこの

夏一生懸命やつていただいたこと、ありがたく存じますが、今後本当に新しいやはり労働状況が出てくる、雇用情勢が変わつてくるという中で、文

部省の就職対策みたいなものも少し発想を転換して取り組んでいただければ幸いと存じます。最後に要望申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○伊吹委員長 以上で藤村修君の質疑は終了いたしました。

続いて、石田美栄君。

○石田(美)委員 改革の石田美栄でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

第一番目に、平成七年度の概算要求主要項目の中での、「初等中等教育の充実」という2のところの

七番目でございますが、「道徳教育の振興」の伝統文化教育推進事業の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○野崎政府委員 お答えを申し上げます。

学校教育の中で、我が国の伝統と文化を尊重する態度を育てるということは極めて重要なことです。

学習指導要領の教育をどう学校の中で実現をしていくか、それは子供たちが単なる知識

ではないに、いろいろなことを経験をする、そういう活動の一環として、この伝統文化教育推進事

業ということも考えておるわけでござりますけれども、この我が国の伝統と文化を尊重する態度を育てる、そういうのは道徳教育の大きな目標でもござりますので、項目としては、道徳教育の推進の中

にそういうものを整理をさせていただいたという

ことでございます。

具体的には、全国で二十カ所程度、これは学校

指定というよりも、むしろ地域で取り組んでいた

だこうというようなことでございまして、推進地

域を指定したいと思っております。そして、その

推進地域の中の小中高等学校のうちから幾つかの

学校を選びまして、その学校において陶芸とか染色といった伝統技術、あるいは歌舞伎とか邦楽、民俗芸能などの伝統芸能、こういうものを児童生徒に指導をしていただきたい、そういう中で地域の伝統文化のよさというものを実体験をしていただきたい、そんな意味でこの事業を考えておるわけでございます。

先生御指摘のように、すべてが道徳教育という意味ではありませんけれども、道徳教育と大変強い関連があるということで、そういう整理をさせていただいておる、こういうことでございます。

○石田(美)委員 ありがとうございました。

では、次に移らせていただきます。

これは厚生省が出したもので、平成五年度の人口動態統計調査に見ますと、ことしは国際家族年でありますけれども、昨年のその統計の中、「変容する家族の動き」ということで、大きな現象として少子化と女性の晩婚化、非婚化、そして熟年離婚ということが大きく挙げられております。特に、昨年は離婚件数は過去最高になっておりまして、特に結婚して五年以内、さらには最もふえているのが結婚して二十年以上たつカップルの離婚の増加ということが挙げられております。

そして子供の数が減る、少子化ということでは平成元年にいわゆる一・五七ショックというもののが日本列島を駆けめぐつたことは皆様も御記憶に新しいと思いますけれども、この少子化の傾向といふのは、ついに昨年、特種出生率は過去最低の一・四六にまでなっております。御存じのように、人口維持に必要な出生率は一・〇八ということですが、これを大きく割り込んでおります。

教育が国家百年の大計、教育は人づくり、国づくりの基本であって、教育の成果が国の将来の發展のもとであるというふうに考えますと、この少子化というのは、きょうの質問の中でも高齢化ということは盛んに使われましたけれども、私の記憶では少子化という、子供が減るということは一度もまだ触れられておりませんが、国の将来を考

えますと、これはもうまさに産業よりも何よりも一番大きい課題というふうに私は考えております。

私は、こういう女性学といったような、女性を中心とした学問をやってきておりまして、そういうところから、少子化現象というのは女性の問題をいろいろ分析する中でさらに進んでいくであろうと四、五年前から予測しておつて、それはどんどん進むだろと思つておりますけれども、予想を上回る少子化現象、出生率の低下は私のような研究者もびっくりするほどでございまして、学問的に考えますと、このままいくと日本の国といふのは国力が衰退していくという一つの結論を持つつておりました。しかし、こんなことで政治家になりましたので、学問的に国が衰退していくなんて言つてはいけない、責任を持たなくてはいけないという立場になりました。

そうしますと、さて、国をかけてのこういう少子化の問題に教育は一体何ができるのかということがございますけれども、まずは文部大臣に、この問題に對して教育は何ができるであろうか、あるいは何をしなければならないとお考えになつていらっしゃいますか、お聞きできればと思います。

○与謝野國務大臣

なぜ少子化が起きているかと

いうことは、一般的には、スウェーデンを始め先進国型の人口動態構造になりますと、子供の数が少なくなるというのはわかっていたわけでございます。

私の家族を見ましても、私の親の時代は十人近く兄弟、父が一人兄弟、母が八人兄弟で、私の代になりましたら五人兄弟になつて、私の子供の時代になりましたら二人しかいないということ

で、そういう少子化の傾向、というのは身の回りで実感をしております。このまままいりますと、西暦二〇一〇年前後に日本の人口はピークを打ちまして、それ以降は総人口がどんどん減つてしまつて、今から百年以内に六千万とか七千万になります。これまで日本の人口がなつてしまつという推計もあるぐらいでございます。

そこで、適切な人口数を維持するために教育が

一体何をなし得るかというのは、現時点ではそう結論めいたことは申し上げられない状況でござります。と申しますのは、少子化に至った形態、狀況の一つは、一つは経済環境もありましょうし、また世の中が豊かになることによって、昔です

うとこころで充実するということでありま

す。

男性の場合、ともすると、もともと仕事、働き出されたのは生活をよくするために働き出したはず

でありますか、いろいろな産業社会の構造の中で、

家庭というか個人的な分野と、そして社会的な顔

といいますか、仕事でありいろいろな社会活動

が「多様な個性を發揮しながら、自己実現を図る」

という、このところが女性の場合社会に出てか

が要るとは思いますが、根本的にはこうし

た意識というか自覚を育てる教育がとても重要な

ことよりますけれども、根本的にはこうして

勉強をしてみたいと思つております。

○石田(美)委員 それで、きょう私は、文部大臣を責めるということではありませんで、最後に

おつしやいましたように、ここで一つの論を進め

て、いつともに考えていただければといふに思ひます。多分この問題では、私、女性ですし、母親でもありますし、もう既におばあちゃんでもありますから、また、よりそういう教育の問題については理解している研究者でありますので、ともに考えていただければと思います。

文部大臣のごあいさつの最初のところに「国民

一人一人がゆとりと潤いのある生活を実感し、多

様な個性を發揮しながら、自己実現を図ることが

できるような社会」という、ここにかぎがあるよ

うに思います。これを私の立場で考えてまいりますと、その「国民一人一人が」というのは、これは

男女ともにということでありまして、「ゆとりと

潤いのある生活」というところはどういう意味か

た、そういう大きな地球的な流れ、日本は日本の流れがござりますが、そうした女性解放の歴史の教育ということが非常に重要であると思うわけです。

欧米の先進国では、先ほども文部大臣がおっしゃいましたスウェーデンなんかはこの少子化の現象というのは日本よりももっと早く激しい形で出てきています。既にかなりの国はこの問題をクリアしております。社会的な支援はあらゆることを整えておりますが、それだけではありませんで、実はこの女性解放の流れの中で、女性史とか女性解放ということと、ここ最近のことなんですねけれども、学問の分野で女性学というふうな言葉を使つようになっております。

この女性解放の流れの中で女性学の位置づけといふのはちょっとときよの時間ではお話しできませんので、またの時間にさせていただこうと思いますが、一応この女性学という言葉で、これが広い意味ですので、一口に言えば異質のもの、男と女というのと同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放というふうにお考えいただくくらいでちょっととどめたんですね。女性学といつても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きていくこと、つまり視点がもつと成熟した視点での女性解放といふのは同じではないというところに立ちます。男女同権とはいっても同じではない。異質なものが自由で対等にともに生きいくことを検証します。まずはそうした女性学といいますか、婦人問題、社会教育の中ではこれが婦人問題となつてゐるんですね。女性問題よりも婦人という言葉が多く使

われてまいりましたけれども、社会教育の中ではこうした女性問題、婦人問題といった女性学といふものが現実にどのように取り組まれてきているかをお答えいただきたいと思います。

○泊政府委員 社会教育における婦人教育の実態

いかんというお尋ねであったかと思います。御案内のとおり、近年女性の意識あるいは教育水準といったものの向上、それからまた社会の成熟化あるいは国際化、情報化等の進展によりまして成人女性のいわゆる生涯学習活動そのものが高度化、多様化してきているのではないかというふうに思つております。

特に私どもが所管しております社会教育の面で見てまいりますと、女性の生涯の各時期にわたる

学習が活発に行われるよう私どもとしては条件整備というのを大事にしてまいっております。

そういった意味で、例えば各種の学習機会を提供するということ、あるいは女性の社会参加の促進

あるいはいわゆる婦人関係の関連団体の育成と

いたようなことを推進してまいっております。

また、国直轄といったしましても、先生御案内

とおり、国立婦人教育会館というものを設けまし

て、ここでいわば婦人教育関係のナショナルセン

ター的な役割を果たさしていただいているところ

でございます。

個別の事業内容等について概略を申し上げます

と、例えば今年度から新たに都道府県に対しまし

て女性の生涯学習促進事業といったようなものを予算化いたしました。この中ではいわゆる女性

の生涯学習プログラム等の研究開発をやるとか、あるいは大学等の高等教育機関との連携による高

度かつ専門的な学習機会をということで、ウイメ

ンズ・ライフロング・カレッジの開設といったよ

うなこと、あるいはいわゆる男女共同参画アドバ

イザーの養成といったようなものも取り組むと

いったようなこともやつております。そして同じく、特に地方公共団体の行政の窓口担当者等を対象に男女共同参画社会づくりのためのモデル市町村事業といったようなものも実施をいたしているところでございます。

それから、これは御案内のとおり、市町村におきましては従来から各種の婦人学級なり講座等を開設をし、その充実を図つてきているところでございます。それから、特に今

目的な視点で申し上げますと、特に女性が社会のあらゆる分野でその能力を十分發揮されるよう学習あるいは実践活動のモデル事業として、女性の社会参加支援特別推進事業といったようなものも多様化してきているのではないかというふうに思つております。

特に私どもが所管しております社会教育の面で見てまいりますと、女性の生涯の各時期にわたる

学習が活発に行われるよう私どもとしては条件整備というのを大事にしてまいっております。

そういった意味で、例えば各種の学習機会を提供するということ、あるいは女性の社会参加の促進

あるいはいわゆる婦人関係の関連団体の育成と

いたようなことを推進してまいっております。

また、国直轄といったしましても、先生御案内

とおり、国立婦人教育会館というものを設けまし

て、ここでいわば婦人教育関係のナショナルセン

ター的な役割を果たさしていただいているところ

でございます。

個別の事業内容等について概略を申し上げます

と、例えば今年度から新たに都道府県に対しまし

て女性の生涯学習促進事業といったようなものを予算化いたしました。この中ではいわゆる女性

の生涯学習プログラム等の研究開発をやるとか、あるいは大学等の高等教育機関との連携による高

度かつ専門的な学習機会をということで、ウイメ

ンズ・ライフロング・カレッジの開設といったよ

うなこと、あるいはいわゆる男女共同参画アドバ

イザーの養成といったようなものも取り組むと

教育というのがそれ以前に行われなければいけないと思うのですけれども、さて下つて、高等教育の中ではこういう女性学といつたものがどのよう

に扱われているかお尋ねしたいんですけども、ちょっと時間がありませんので先に進みたいと思

います。

大学、短大の中では、これは国立婦人教育会館の方で、そういう講座もありますし、資料もあります。

まして、私もこちらに持つていて、かなりの

大学で、そうした女性学関連の科目が一つ二つあります。

私も地元の岡山大学で学校の中で一つだけ講座がございまして、男性論、女性論というの講義

実施をしてきているところでございます。

今日の我が国、いわゆる男女共同参画社会づく

りを目指すための関連施策等の充実につきましては、今後とも引き続き教育面での振興を図つてま

りたいというふうに考えております。

○石田(美)委員 今お答えいただきましたように、

社会教育の中ではいろいろと進んでいることは私も存じておりますし、私もそういうことに参

加してまいりましたが、これは実際には学校にい

る問うるのはかなり男女平等というのは実現さ

れていた。

しかし、社会に出て初めて女性は、自分が社会

人として非常に不利な立場にあるということを実感するわけですが、こうしたいろいろな施策とい

うのは、いわば病気に例えれば病が出てきてそこ

でいろいろな処方せんとか治療を行つていると

いうところだと思うのです。実際にはそういうこ

とにならない以前の病気の予防だとか、あるいは健全な体を保つようにするにはどうしたらいい

かというのは、それ以前にこうした問題意識を

持つた、あるいは女性の場合ですと子供を見なが

る、高等學校なんかですとともに本当に一ページ

のようになりますが、お答えいただければもちろんですけれども、学習指導要領にのつとつて、中学のものと時間がありませんので飛ばして、ここに資料がござりますが、お答えいただければもちろんですけれども、学習指導要領にのつとつて、中学のものと時間があります。

さて、もつと高等學校、中学、小學校、特に中學

校、高等學校の中でもこうした女性学的なものがど

のようになりますが、お答えいただければもちろんですけれども、学習指導要領にのつとつて、中学のものと時間があります。

と時間がありますので飛ばして、ここに資料がござりますが、お答えいただければもちろんですけれども、学習指導要領にのつとつて、中学のものと時間があります。

さて、じやそういうことがほかの国でどうかと申しますと、ここに私も一冊の本を持ってまいつ

ているのですけれども、これはアメリカの高等学校的社会科の教科書でございます。「われらアメリカの女たち、ドキュメント・アメリカ女性史」、私が訳した本なんですけれども、これが高等学校的社会科の教科書でございます。これはアメリカの高校生が女性学の時間に使っている教科書の一つとして、社会科の中の一つのコースとしてあります。これは男生徒もそして女生徒も選択しているというふうな一端がございます。この本は、御記憶にあるかと思いますけれども、アメリカで宇宙飛行士、女性の宇宙飛行士、普通の人が乗った、高校の先生が乗りましたね。それでスペースシャトルが破裂しまして死亡してしまった。あのときのマッコーリフさんというのは、実はニューハンプシャーのコンコードという高等学校で女性学を教えていた先生なんですね。その方が亡くなつたときに、たしか今の副総理・外務大臣の河野代議士が経済企画庁長官だったのですかね、国會議員の方から弔慰金を集められてお送りになつたのですね。その金額が何千万もの大きな額だった。ニューハンプシャーの教育長が、そういうお金だつたらといつて、マッコーリフさんの後に日本女性史を教える人を募集したのです。それに応募して通つたのがこの宮城さんで、私の友達でして、彼女がアメリカから高校の女性学の教科書を持って帰つて、私と一緒に訳したもので、私はこれを教えていました。大学で使っておりました。

こういうふうに、日本では一ページしか扱われていない、しかし、そういう国ではこういう女性学に教育の中で取り組んでいるという、こういう比較の中で、どうか少子化に対処できる教育、特に学校教育の中で今後こうした女性史といいますか女性学といったものにどう取り組んでいったらいいかということを、ぜひ御希望したいと思います。これからの私の訴えに対しても、ちょっと文部大臣から御感想、これからのお気持ちをお伺いできればと思います。

○与謝野國務大臣 私の考えが間違つております

○石田(勝)委員 本の社会において女性の地位はかねてから高かつたのではないかと私は思つておりますが、それは恐らく家庭の中での話でございまして、やはり女性が社会的な活動、あるいは政治的な活動、あるいは経済的な活動を顕著にするようになりましたのはそう遠い昔からではなく、それに至るまでは先人たちの本当に涙ぐましい努力があつたものではあると思っております。

そういう過去の女性の方々が先生の言われる女性解放のために闘つてきた歴史というものをきちんと伝え、今後の女性の地位をさらに確固たるものにする、あるいは先ほど先生から女性と男性は違つたところもあるのだというお話をございまし

たが、やはり女性が主体的に社会に参画し、男性も女性も同じ立場、同じ平面に立つて今後の社会の中で活動していく、これはもうとても大事なことでございまして、先ほど先生からお話をございましたように、文部省でも高校の教科の中でもそういう試みもしているわけでございます。

私もとしては、女性と男性、共同参画社会と形成するためには積極的に努力をしてまいりたいと思いますし、学校教育においても、男女は平等であります。男女がともにそれぞれの力を發揮してよりよく社会を目指していくという基本的な視点に立つて教育行政を行つてまいりたいと考えております。

○石田(勝)委員 どうもありがとうございました。これからもこの課題については続けてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○伊吹委員長 以上で石田美栄君の質疑は終わります。

○石田(勝)委員 どうもありがとうございました。成元年の新学習指導要領というのはどういうことなんですか。どういう意味なんですか。

○与謝野國務大臣 先ほど申し上げましたように、これは一定の物の考え方とすることは指導をしていくことなんですね。

○石田(勝)委員 そうすると、初等中等局長、平成元年の新学習指導要領というのはどういうことなんですか。どういう意味なんですか。

○野崎政府委員 今大臣がお答えいたしましたところでは、これはいろいろな事実関係があつたときには、都道府県教育委員会等がそれを懲戒処分の対象として考

えていることは当然あるわけですが、大臣がお答えいたしましたとおり、では具体的にどう

い形でそれを行うかということは、任命権者である都道府県の教育委員会に任せられています。例えば、教員が入学式の式典の実施を妨害するとか、あるいは国旗掲揚、

○伊吹委員長 そこでお尋ねをいたしたいと思います。この処分の内容、もう一度言いますが、全国で停職が二名、減給が二名、戒告が九名、訓告が二十一名ということになります。この処分内容は、

文部大臣、妥当かどうか、率直な見解をお聞かせいただきたいと思います。

○与謝野國務大臣 そこで、大臣と初等局長にお尋ねをしたいと思います。この処分は関連法規に照らしまして、それぞれ当該学校が所属しております教育委員会が行つておられるものでございまして、私ども政務次官、大変お忙しいところ、御苦勞

さまでございます。

〔委員長退席、小川委員長代理着席〕

教育はまさに入づくりである、人づくりこそ國づくりである、これは私がかつて仕えておりまし

た鳩山元文部大臣の言葉であります。けだし名言

であろうと思っております。そういう観点から、

人づくりこそ國づくりという観点から極めて重要な問題でありますので、午前中松沢委員から國旗・國歌に対する御質問がございましたけれども、私の方からも視点を変えて質問をさせていた

だときらいと存じます。

私はこちらに文部省助成局地方課が出来ました教育委員会の九月の月報というのを持っておりま

す。その中で、平成五年度卒業式における国旗の掲揚の実施状況、小学校が九八・四、中学校が九八・一、高等学校が九六・四でございます。同じく五年度卒業時における国歌の斉唱実施状況は、小学校が八七・三、中学校が八三・六、高等学校が七四・九であります。さらに、六年度入学式の国旗の掲揚状況は、小学校が九八・四、中学校が九八・一、高等学校が九六・四でございます。同じく五年度卒業時における国歌の斉唱実施状況は、小学校が八七・三、中学校が八三・六、高等学校が七四・九であります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますが、午前中も松沢委員の質疑にもありましたように、初等中等局長から平成五年度、六年度の入学式における国歌の斉唱状況については、小学校が八五・六、中学校が八三・六、高等学校が七七・三とあります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますが、午前中も松沢委員の質疑にもありましたように、初等中等局長から平成五年度、六年度の国旗・国歌の取り扱いに関する職員の処分状況について、質疑がなされた答弁がされたところでありますので、それは割愛をいたします。

そこで、大臣と初等局長にお尋ねをしたいと思

います。この処分の内容、もう一度言いますが、全

国で停職が二名、減給が二名、戒告が九名、訓告が二十一名ということになります。この処分内容は、

文部大臣、妥当かどうか、率直な見解をお聞かせいただきたいと思います。

○伊吹委員長 今学習指導要領の趣旨をお尋ねでございます。

が、私どもとしては、学習指導要領というのはあ

くまでも学校の教育課程の基準でございます。学

校が教育課程をつくるときに、学習指導要領の基

準に基づいて教育課程を組んでほしい。したがい

まして、通常ですと校長が学習指導要領に従つて

いるものでございます。

○石田(勝)委員 今まで文部省としてその適否を判断するには適当でない問題だと思います。

○石田(勝)委員 つまり、教育委員会が判断した

ことなので文部省として判断するには適当でない

ことだと思いますか。

○与謝野國務大臣 一般的に、そういうものに對

する処分に對する考え方の指導といつことは、も

ちろん文部省が関与することでございますが、個

別のケースについて文部省が関与するということ

は適当でないということを申し上げたわけでござ

ります。

教育課程を組み、そしてまた卒業式あるいは入学式の式の進行などもそういう形でやるわけですが、ますので、そういうものに教員が反するというようなことがあります。ここで言う校長の職務命令に従わないといふことをも出てくるわけでござりますが、しかし、個別の事実関係ということになつてまいりますと、これは文部省がどうのこうのと言つたわけにはいかない、こういう趣旨でございます。

○石田(勝)委員 教育委員会に任せたある、ゆだねであるということあります、やはりその最高責任を持つ文部省でありますから、私は、今初等中等局長の答弁といふのは実際のところ納得できないと思つております。

それはそれとしまして、せつかく政務次官にお越しいただいたので、政務次官に御質問させていただきたいと思います。

七月四日付の朝日新聞でございますが、仙台市青葉区というところで政務次官が演説をされて、そこで日の丸と君が代の扱いについて、どんなことであつても強制があつてはならない、「教育現場の判断を尊重し、掲揚や齊唱を児童・生徒に指導しなかつた場合の処分には、否定的な考え方を示した」。今文部大臣は否定も肯定もしなかつたのですが、政務次官は否定的な考え方を示した、こういうことであります。その中で、「日本にもアジアの人々が生活しており、日の丸を見ただけで身震いする人がいる」「学習指導要領については、必要性を認めるしながらも「現場の先生にまかせるべきで、それを励ます行政でありたい」とのよう�述べたといふことがあります。その点間違ないでしようか。

○岡崎(ト)政府委員 七月四日に街頭で演説をいたしました。それは朝日新聞の内容ですから、記者が、私が三十分話をいたしましたその中を実際に述べたといふふうに思つております。

一つは、例ええば日の丸を見て身震いする人がいるということに関しては、「赤瓦の家」という

本に川田文子さんがお書きになつてゐるので、私は、実はその方を講演者としてお呼びをしました。直接お話を伺いました。本だけではございません。ボンギさんという元従軍慰安婦とされた方が、たつた一人で生きてきて、たつた一人で死んでいます。その死に至るまでの状況がそこに書かれておりまして、私は大変に悲しい人生を歩まれたというふうに思いました。その人が、身震いをする、そういうふうに生前話していた、そういう人たちもいるし、そしてまた、この国にはいろいろな人たちとともに生きている。そういう意味では、単一民族といふふうに日本の中ではなく言われますけれども、私たちはアジアの人たちとの日本の社会においても共生して生きていくことこれが現実としてあるという表現をいたしました。

ですから、その演説はそのとおりでござりますし、また、強制あるいは処分ということについては否定的な考え方を示したといふふうに申しますのは、私は、児童生徒に指導を行なうということに当たっては、内心に立ち入つて強制する事がないように、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくものであるといふふうに考えております。

國歌・国旗の指導に当たつても、このことが基本になつていくだろうといふふうに思ひますし、各個人々が生活しており、日の丸を見ただけで身震いする人がいる」「学習指導要領については、必要性を認めるしながらも「現場の先生にまかせるべきで、それを励ます行政でありたい」とのよう述べたといふふうに思つております。

○小川委員長代理退席、委員長着席

い子供たちとともに一生懸命になつてゐる。例えればはじめの問題、そして不登校の子供たちの問題、そこで先生たちがとっても健闘されているので、このことについて、教育の現場が本当に一生懸命やつていることを文部省が勵ます、そういう行政でなければいけない、この日の丸・君が代のこところはちょっと離れて、現場の先生にエールを送つたということでござります。

○石田(勝)委員 まず確認をして、政務次官も間違いないということでありまして、今度は大臣にお尋ねをしたいのですが、自分の旗というのはその国の国民で決めるのじやないのですか。ほかの国の人があのこうの、とやかく言つたからといって、じゃこいうふうにしようか、ああいふうにしようかとなるのですか。文部大臣にお尋ねします。(発言する者あり)あなた方に聞いているんじやないから、黙つていろよ。

○伊吹委員長 静粛に願います。質疑だけ。

○与謝野国務大臣 現在地球上には百六十以上の独立の国家がございまして、多分すべての国が国旗を持ち国歌を持っているのではないかと思っております。日本の国旗・国歌は、慣習法として日本人が決めたものだと私は認識しております。

○石田(勝)委員 私も大臣の答弁、そのとおりだと思います。

政務次官にお尋ねしますが、例えは我々がアメリカの国旗を見てああだこうだ、あるいはフランスの国旗を見ていいとか悪いとか、そういうことの先生に任せらるべきであつて、励ます行政でありたい、こうおっしゃったということであります。まあ、その件はその件として、現場の教師、現場の先生に任せらるべきであつて、励ます行政でありたい、あなたが住んでる、それはアメリカ行つてもヨーロッパ行つてもどこ行つても、日本人だつてたくさん住んでいますよ。それは今国際交流が激しくなっています。

○石田(勝)委員 一点目の、「現場の先生にまかせるべきで、それを励ます行政でありたい」と言つたことも間違ひありませんね。言つたか言わなかつて結構ですか。

○岡崎(ト)政府委員 私も大臣の答弁、そのとおりだと思います。

政務次官にお尋ねしますが、例えは我々がアメリカの国旗を見てああだこうだ、あるいはフランスの国旗を見ていいとか悪いとか、そういうことの先生に任せらるべきであつて、励ます行政でありたい、こうおっしゃったということであります。まあ、その件はその件として、現場の教師、現場の先生に任せらるべきであつて、励ます行政でありたい、あなたが住んでる、それはアメリカ行つてもヨーロッパ行つてもどこ行つても、日本人だつてたくさん住んでいますよ。それは今国際交流が激しくなっています。

○岡崎(ト)政府委員 先ほど申し上げたことは、学校の先生と校長とのトラブルばかりなんですよ。子供の内への問題だとか、子供の心の問題だとか、児童が受けれる考え方だとか、いろいろ経理や部門の先生のこといろいろなことから、あなたはおつしやつてあるけれども、そういうふうに思つたけれども、要するに、この国旗・国歌の問題といふのは、学校の先生と生徒の問題ではないんです。私は当然のことであらうと思うのです。

○岡崎(ト)政府委員 私も大臣の答弁、そのとおりだと思います。

政務次官にお尋ねしますが、例えは我々がアメリカの国旗を見てああだこうだ、あるいはフランスの国旗を見ていいとか悪いとか、そういうことの先生に任せらるべきであつて、励ます行政でありたい、こうおっしゃったということであります。まあ、その件はその件として、現場の教師、現場の先生に任せらるべきであつて、励ます行政でありたい、あなたが住んでる、それはアメリカ行つてもヨーロッパ行つてもどこ行つても、日本人だつてたくさん住んでいますよ。それは今国際交流が激しくなっています。

○岡崎(ト)政府委員 先ほど申し上げたことをよく聞いていただきたかったと思いますが、私は、あなたが励ましたいというのは、現場の先生の一部の先生のことから、あなたはおつしやつてあるのでしょうか。

○岡崎(ト)政府委員 先ほど申し上げたことをよく聞いていただきたかったと思いますが、私は、現場の教師を励ますといふふうに申し上げたの

は、いじめや不登校で、そしてそこで奮闘している先生方ということで、日の丸・君が代・国旗国歌のことについて言つたのではないのです。三十分間の間にいろいろな話をいたしましたことを、朝日新聞はこういうふうにコンパクトにまとめていました。私は、現場で奮闘しているというのは、この問題だけではなくてすべての問題について頑張っている人を励ましたい、素直な感情で申し上げました。

○石田(勝)委員 これはしばらく前の調査ですが、国民の間でも日の丸が国旗としてふさわしいかどうか、あるいは君が代が国歌としてふさわしいかどうかということは、日の丸が国旗としてふさわしいというのは八四%、君が代が国歌としてふさわしいというのは七七%だ。少なくとも村山内閣よりもはるかに支持率が高いわけですよ。

そういう中で、与謝野大臣と今の政務次官の答弁を聞いておりますと、同じ省庁の大蔵と政務次官という感じは私はいたしません、率直に言つて。全く違っている考え方の人なんだな、私はそう受けとめました。恐らくそういう思つている同僚議員も多いと思いますが、大臣、その点いかがですか。

○与謝野国務大臣 私は自民党であり、岡崎さんは社会党であり、それぞれ政党としての政治的な背景は違っておりますから、頭のてっぺんから足の先まで全部考え方と同じというわけはありません。しかししながら、事文部行政に関しましては、私どもは政治家というよりも行政府に所属する人間であるという認識は二人とも共通しておりますので、私は内閣の一員として、文教行政の執行に当たりましては共通の考え方、共通の基盤の上で物事を進めていく、これが私どもの共通したあらゆる問題に対する認識でございます。

○石田(勝)委員 それでは政務次官にお尋ねをしますが、これは実際についた話なんです。私はその先生から直接話を聞きました。

その先生というのは、あるところの教育長をさ

れておりまして、ことしのお正月に小学校一年生の孫娘を連れて初もうでに行つたそうです。神社には高々と日の丸がかかっていて、それを見た孫娘が、おじいちゃん、あれ日の丸なんだよね、こういうふうに言つた。だけど、おじいちゃん、日の丸は国旗ではないんだよね、こういうふうに孫娘は言つた。それを聞いた教育長は茫然として、おまえどこでそんな話を聞いたんだと言つたら、学校の先生から聞いた、学校の先生からそう教わったと。そしてまた、その教育長は啞然としたといふ話があるのですよ。

○岡崎(ト)政府委員 政務次官、あなたの話を先ほどから聞いておりますと、国旗に対する考え方というのは大臣初め我々とは少なくとも違いますよね。あなたの持つてある日の丸、つまり国旗についての見解を率直に述べていただきたいと思うのですが。

○岡崎(ト)政府委員 きょう、私は政府の一員として、政務次官としてここに立たせていただきまして、個人的なことをここで披瀝する必要はないのではないかというふうに考えております。

○石田(勝)委員 個人と政務次官では違うのか。どういう意味ですか。

○岡崎(ト)政府委員 いえ、ここで披瀝する必要はないというふうに申し上げましたのは、私は今話からいたしまして、何か本当に違いといふものだけを際立たせたいという質問のようでしたけれども、私は、九月三日の社会党の大会で、日の丸は国旗、君が代は国歌というふうに社会党ではこれを決めました。その認識に基づいて、党員としてもそのことを踏まえて行動していくべきだというふうに思つておりますし、去る衆議院の予算委員会で質問された後、理事会でも政府統一見解が出されましたけれども、そのことを踏まえながら職務を遂行していくべきだというふうに考えております。

○石田(勝)委員 何か、ここで披瀝すべき話ではないというふうなことでしたけれども、ここは文教委員会であります。文教委員会で何で日の丸・君が代について個人的な見解を聞いたらいけないの

ですか。あるいは政務次官としての考え方を聞いたりけないので、それで答えられないということ自体、それはあなたおかしいですよ。それなら衆議院議員岡崎トミ子として答えてください。

○岡崎(ト)政府委員 私どもは、日の丸は国旗、君が代は国歌、このように党大会で認識を一致させております。党員としてもそのことを踏まえ、さらに、先日の予算委員会の理事会で決められました政府統一見解、このことに基づいて大臣を補佐して仕事を遂行してまいりたい、このように思つております。

○石田(勝)委員 時間がないから、それならそろそろはいと答えてください。

大臣の予算委員会のときの質問の中で、国旗・国歌の問題については、これは義務だ、義務規定だという御答弁をされていましたね。それで内閣総理大臣の答弁とそれが食い違つて政府の統一見解、こういうことに至つたわけではありませんが、私は、義務規定という与謝野文部大臣のお考えは正しいと思つてゐるのです。

次に移ります。

○岡崎(ト)政府委員 きょう、私は政府の一員として、政務次官としてここに立たせていただきまして、個人的なことをここで披瀝する必要はないのではないかというふうに考えております。

○石田(勝)委員 時間がないから、それならそろそろはいと答えてください。

○岡崎(ト)政府委員 いえ、ここで披瀬する必要はないというふうに申し上げましたのは、私は今話からいたしまして、何か本当に違いといふものだけを際立たせたいという質問のようでしたけれども、私は、九月三日の社会党の大会で、日の丸は国旗、君が代は国歌というふうに社会党ではこれを決めました。その認識に基づいて、党員としてもそのことを踏まえて行動していくべきだというふうに思つておりますし、去る衆議院の予算委員会で質問された後、理事会でも政府統一見解が出されましたけれども、そのことを踏まえながら職務を遂行していくべきだというふうに考えております。

○石田(勝)委員 何か、ここで披瀬すべき話ではないというふうなことでしたけれども、ここは文教委員会であります。文教委員会で何で日の丸・君が代について個人的な見解を聞いたらいけないの

指導するわけです。つまり教育というのは、指導するということは、私は強制を伴うのではないかと思いますが、文部大臣、御見解いかがですか。

○与謝野国務大臣 石田先生のおっしゃっている強制という言葉がどういう範囲までの強制というふうに言つた。だから、おじいちゃん、日の丸は国旗ではないんだよね、こういうふうに孫娘は言つた。それを聞いた教育長は茫然として、おまえどこでそんな話を聞いたんだと言つたら、学校の先生から聞いた、学校の先生からそう教わったと。そしてまた、その教育長は啞然としたといふ

話があるのですよ。

○岡崎(ト)政府委員 政務次官、あなたの話を先ほどから聞いておりますと、国旗に対する考え方というのは大臣初め我々とは少なくとも違いますよね。あなたの持つてある日の丸、つまり国旗についての見解を率直に述べていただきたいと思うのですが。

○岡崎(ト)政府委員 きょう、私は政府の一員として、政務次官としてここに立たせていただきまして、個人的なことをここで披瀬する必要はないのではないかというふうに考えております。

○石田(勝)委員 時間がないから、それならそろそろはいと答えてください。

大臣の予算委員会のときの質問の中で、国旗・国歌の問題については、これは義務だ、義務規定だという御答弁をされていましたね。それで内閣総理大臣の答弁とそれが食い違つて政府の統一見解、こういうことに至つたわけではありませんが、私は、義務規定という与謝野文部大臣のお考えは正しいと思つてゐるのです。

○岡崎(ト)政府委員 きょう、私は政府の一員として、政務次官としてここに立たせていただきまして、個人的なことをここで披瀬する必要はないのではないかというふうに考えております。

○石田(勝)委員 時間がないから、それならそろそろはいと答えてください。

○岡崎(ト)政府委員 いえ、ここで披瀬する必要はないというふうに申し上げましたのは、私は今話からいたしまして、何か本当に違いといふものだけを際立たせたいという質問のようでしたけれども、私は、九月三日の社会党の大会で、日の丸は国旗、君が代は国歌というふうに社会党ではこれを決めました。その認識に基づいて、党員としてもそのことを踏まえて行動していくべきだというふうに思つておりますし、去る衆議院の予算委員会で質問された後、理事会でも政府統一見解が出されましたけれども、そのことを踏まえながら職務を遂行していくべきだというふうに考えております。

○石田(勝)委員 何か、ここで披瀬すべき話ではないというふうなことでしたけれども、ここは文教委員会であります。文教委員会で何で日の丸・君が代について個人的な見解を聞いたらいけないの

い、訓練して常識ある国民を育てるのが義務教育
というのじゃないですか。大臣、いかがですか。

○与謝野國務大臣 もちろんそういう側面もござ
いますし、児童生徒の精神の発育の度合いに応じ
まして、いろいろな形の教育方法もありますし、
教育の仕方もあると思っております。

○石田(勝)委員 要するに、小学校の低学年とか
幼稚園の園児とか、言葉はしゃべれてもまだ自己
判断のできない子供というのはいるわけですね。
まさしく真っ白な状態なんですよ。どんな色にで
も染まってしまうのですね。そういうことだから、
教育というのは非常に難しいし、非常に大事だと
いうことだらうと私自身は思っています。

時間がないですから、初等中等局長にお伺いを
したいのですが、日の丸・君が代の実施状況につ
いては先ほど私が述べたとおりであります。現
実問題として、小学校の一年生から中学校まで音
楽の教科書には載っているのです。中学校にい
くと七十時間くらい音楽の時間があるのです。
小学校はもうちょっと少ないのですが、その小学
校の教科書に国歌というか、君が代が載っている
わけですが、その指導をされているかされている
いか、それらを把握されていますか。

というのは、私は年に何回か柔道連盟や剣道連
盟の鏡開きだ、大会だと呼ばれるのです。そこへ
行ってあいさつするのですが、そのときには当然
国旗がかかっている。しかし、そこにいる豆剣士
たちは国歌斉唱といつても国歌が歌えないのです
よ。私は何であなた方は国歌を歌えないと言ふ
たら、学校で教わってないから知らないと聞い
たが、ちょっと答えてください。

○野崎政府委員 御指摘の点につきましては、學
習指導要領で、社会科の第四学年あるいは第六学
年、それから音楽では、国歌、君が代は各学年を通
じて児童の発達段階に即して指導をするというよ
うなことが書かれておるわけでございますが、具
体的に各学校がどうかというあたりの調査とい
うのはなかなか難しいものでござりますから、そ
う

いうようなデータはないわけでございます。

なお、先ほど処分の話でございましたけれども、

私もちょっと言い足りない点があつたかと思いま
すけれども、処分権者はあくまでも都道府県の教
育委員会ということをございます。私どもとい

ましては、教員の服務規律の確保ということとは
大事なことでござりますので、今までもそういう
徹底について努めてきたわけでございますが、今
後もそういう姿勢は変わらないわけでございま
す。

○石田(勝)委員 ちゃんと答えになつていないので
すよ。文部省の学習指導要領の指導書といつて、
解説書みたいなものがあるのですね。その中に記
されていないかなぜ確認できないのですか。

学習指導要領の指導書といつて、それを
各教育委員会を通じて各学校に配付してあるはず
ですよ。それで、音楽の時間では君が代を教えな
さいということになつてているのです。何でそれ
を把握できていないのですか。

○伊吹委員長・野崎局長、簡単に答えてください。

○野崎政府委員 ただいまの点につきましては、
いろいろの場で私どもも指導をしております。今
後も続けなければいけないわけでござりますが、
個々の学校でどうかというあたりまではなかなか
調査するというわけにはいかないのじゃないかと
いうふうに思っております。今

いふうに思つております。

○石田(勝)委員 時間がもっと欲しいところでござ
いまして、時間がありませんので私の質問はこ
れにて終いたしますが、また後日時間をいただ
いて、これらの点は極めて大事なことであります
し、まさしく人づくりこそ国づくりである、鳩山
先生いらっしゃいますけれども、この名言どおり

○山原委員 私も、今、君が代・日の丸問題が出ま
したので、一言見解を述べておきます。

けさ質問が出ましたね。文部大臣、学校がぎく
しゃくしてはならぬということを言っております
が、同時に指導しなければならない、これまでの
見解といささかも変わりはありません、こういう
ふうに答弁されましたね。しかし私は、教師に

よつて児童生徒への指導を強制する、あるいは指
導を徹底しない教師に対してもこれを処分する、
事実、処分が幾つかあるわけですが、そのことを
考えてみますと、この問題を処理しなくて本当に
子供たちの信条とか表現の自由を保障することができ
るのかという深刻な見解を私は持つておるわ
けでございます。

その点で、問題はちょっと違いますけれども、
文部大臣が、今回ノーベル賞を受賞した大江健三
郎氏の文化勲章辞退に関連しまして、「それぞれ
の作家が自分の心との大事な約束を自分の美的領
域にとどめおきながら、作家としてのバネを大切
にする」というのは当然の判断だと思う」というふ
うにコメントを新聞に出しておられるのです。私は
はこのことを理解できるのですが、そ
ういうふうに考えますと、自分の心との大事な約
束というものを作家や芸術家に限らず子供たちも
持つておるというふうに私は思つておるわけでござ
ります。

○井原説明員 就職内定状況につきましては、九
月末時点の状況を現在集計中でござります。十一
月上旬までは公表できるよう努力をしていると
ころでございます。

○山原委員 九月の十六日から採用選考が始ま
っておりますが、就職内定状況は現在どのような状
態にあるか、把握しておりますか。

前年に比べ減少しております。しかし、求人数の減
少幅が大きく、この結果、求人倍率は一・三五倍と
なるでございます。

○井原説明員 お答えいたします。

ある新聞ではどしゃ降りというふうに書かれで
おりますように、高校生の就職の問題も、女子学
生の問題もさることながら、非常に大きな問題に
なっております。労働省は来年度卒業予定の高校

生向け求人数の調査結果を発表しておりますが、
これはどのような結果になつておるか、簡単に御
説明いただきたい。

○山原委員 私も、今、君が代・日の丸問題が出ま
したので、一言見解を述べておきます。

おりますように、高校生の就職の問題も、女子学
生の問題もさることながら、非常に大きな問題に
なっております。労働省は来年度卒業予定の高校

生向け求人数の調査結果を発表しておりますが、
これはどのような結果になつておるか、簡単に御
説明いただきたい。

○山原委員 日本高等学校教職員組合の就職実
態調査というものが新聞にも一部出でておりますが、そ
れを見ますと、これは七府県六十一校の調査であ
りますが、昨年の合格率が八二・一%、これを大き
く下回り、ことしの合格率は六七・九%という状
況になつております。そして、大阪では三三・
三%、それから京都でも三六・六%という学校も

あります。非常に深刻な状況を呈しております。

また男女別では、男子の合格率は六八・九%に対
して女子の合格率は六三・九%で、男子よりも五
%下回っております。

最初に、労働省に伺いますが、学生の就職問題
でありますけれども、おいでですか。

同組合の調査によりますと、大手企業の求人の
減少が目立ち、特に電気・電子、自動車、鉄鋼関係、

石油化学などの製造業の落ち込みが顕著であり、銀行や製造業の事務部門の求人が大幅に減少し、女子の落ち込みがひどく、商業高校は特に深刻という事態になつておる。そして、労働省の調査でも、北海道〇・四七、東北〇・八三、北九州〇・七六、南九州〇・六〇といふゆるしい事態が起つておるわけですが、労働省として高校生の就職確保のために何らかの対応、対策がとられておるのかどうか伺いたいです。

○井原説明員 新卒者の円滑な就職を図ることは、中長期的に若年者の減少が見込まれる中で重要な課題であるといふに認識しております。全国の会議等を通じまして、積極的な求人枠の拡大等について事業主団体等に要請をしているところでございます。

さらに、今後は就職の内定状況等を逐次把握しながら、地域の実情に応じまして、就職未決定の生徒と求人事業主等を一堂に会した面接会の実施あるいは就職未決定の生徒のあっせん対策を強化するための学校との連携の一層の強化などを努め、一人の就職未決定者も出さない決意で高校新卒者の早期かつ円滑な就職を支援してまいります。

○山原委員 今回の場合、いろいろなトラブルが起つてあるわけです。例えば、求人票を出しておきながら試験当日行つてみると採用はしないと思つております。

○山原委員 今回の場合は、いろいろなトラブルが起つてあるわけです。例えは、求人票を出しておきながら試験当日行つてみると採用はしないと思つております。

○井原説明員 個々の事案については詳細を把握しておりませんので、ここでお答えすることは難しい面もございますが、一般論としては、企業が

求人を出した後に募集を中止する、あるいは求人の記載内容が実際の内容と異なるといったような場合には、その企業への就職を希望していた生徒に大きな打撃を与えるとともに、新卒者の適正な募集・採用活動といった観点からは問題があるというふうに考えております。そのような事例を把握した場合には、各公共職業安定所におきまして実態を十分に把握するとともに、事業主に対し必要な指導を行つておるところでございます。

いずれにしましても、新卒業の就職は学校生活から職業生活に入る大きな転機となるものでありまして、それが適切に行われるかどうかによりましてその将来を左右する極めて重大な問題であるといふに思つております。新卒者の募集・採用活動について引き続き事業主指導を徹底してまいりたいと考えております。

○山原委員 時間が余りありませんので細かいことを申し上げることはできませんが、高等学校としては、これは本当に就職浪人をつくらないということです。言つならば涙ぐましい努力がなされておるわけがございまして、まさに寝食を忘れて奮闘しておるという実情、これはもう十分労働省としては御承知と思います。

例えは、埼玉のある高等学校では、教員が企業訪問して求人開拓を行つとともに、毎年生徒が就職先と日常的に連絡を密にしているとか、また三百社に対して企業が望む高校生像のアンケートを実施するなど、そのような対応をしたり、これは横浜の場合でもそうですね、企業の説明会に先生が走り回つておるという状態もありますし、また、これは京都の場合ですが、中間テスト中には、関西、関東の二百社の会社を先生が訪問して求人の依頼をしておるというようなことは、あちらこちらであるわけです。私も、古い話ですが

としてぜひきちっとした指導を行つていただきたいと思いますが、この点についてお答えをいただけます。

○井原説明員 先ほど少し申し上げましたけれども、今後長期的には若年労働力が減少していくと言われている中で、若年労働力の有効活用といつた観点からも、まだ、新卒者は学校生活から職業生活に入る大きな転機となる人生の門出でございます、そいつた時期に円滑な就職ができる

いということになりますと、本人に与える影響も非常に大きなものがございます。

さらに、労働力という観点から見ましても、産業、経済に与える影響も非常に大きいといふふうに考えておりまして、労働省としましては、高校生を初めとした新卒者が円滑に就職ができるよう県、安定所を通じまして最大限の努力をしていきたいと考えているところでございます。

○山原委員 ゼひ頑張っていただきたいと思います。

○野崎政府委員 次いで文部省、高校生の就職内定状況を調査しているであります。

○野崎政府委員 先ほど労働省の方からお話をあつたわけでございますが、私どもといたしましては、今年度の就職内定状況の把握につきましては、十月末現在で公立高等学校から都道府県教育委員会等を通じて行つこととしたいと思っておりますので、それが出てまいりましてから、集計をして公表というような段取りにしたいと思っております。

○山原委員 企業団体に対しても積極的な対応をさせていただきたいという声がありますし、同時に、教育委員会を通じて、地域の企業にも就職確保を特に今の時点を要請すべきだと思っていますが、この点についてお答えいただきたい。

そして同時に、文部大臣に対しまして、大学生が、その係の先生といふのは大変なんだ。

○伊吹委員長 それでは、まず、事実関係を野崎初等中等教育局長。

○野崎政府委員 御指摘の点につきましては、今年度の雇用状況の深刻さが憂慮されるということです、この平成六年三月の高等学校卒業者の就職状況に関する調査結果、これを各県教育委員会、そして各都道府県知事にこの七月に送付をしたわけです。そこで、実際に、職業安定主管課長と連携を密にして、学校と職業安定所、協力してできるだけ多くの求人を開拓し、生徒に適した職業のあつせんが図られるよう特別な配慮をお願いしますという御依頼をしております。

また、この調査結果につきましては、関係経済団体にも要望をいたしまして協力をお願いしておるわけでございまして、今後とも努力を続けてまいりたいと思っております。

○与謝野文部大臣 日本の雇用情勢というのは、ここ数年の経済の低迷とともに大変厳しいものになつておるという御依頼をしております。

また、この調査結果につきましては、関係経済団体にも要望をいたしまして協力をお願いしておるわけでございまして、今後とも努力を続けてまいりたいと思っております。

○伊吹委員長 それと同時に、私ども文部省が心がけなければならぬことは、やはり学校における適切な就職努力をしてくださいましたし、私も、経済四団体並びに中小企業団体連合会に出向きましたが、私は、経済四団体の拡大等々をお願い申し上げましたし、また特会の女子学生に対する格別の御配慮をお願いしてまいりました。

思つておりますだけではだめでございまして、労働省の方も労働大臣が先頭になつてそういう御努力をしてくださいましたし、私も、経済四団体並びに中小企業団体連合会に出向きましたが、私は、経済四団体の拡大等々をお願い申し上げましたし、また特会の女子学生に対する格別の御配慮をお願いしてまいりました。

それと同時に、私ども文部省が心がけなければならぬことは、やはり学校における適切な就職努力をしてくださいましたし、私も、経済四団体並びに中小企業団体連合会に出向きましたが、私は、経済四団体の拡大等々をお願い申し上げましたし、また特会の女子学生に対する格別の御配慮をお願いしてまいりました。

思つておりますだけではだめでございまして、労働省の方も労働大臣が先頭になつてそういう御努力をしてくださいましたし、私も、経済四団体並びに中小企業団体連合会に出向きましたが、私は、経済四団体の拡大等々をお願い申し上げましたし、また特会の女子学生に対する格別の御配慮をお願いしてまいりました。

きまして特に気をつけて適切な指導がなされ、適切な情報が学生に渡るということを中心でいかなければならぬと思つております。

あわせまして、就職機会が少なくなつてきてい

るというのは、これは教育の問題あるいは学校の

問題だけでは解決できない、あるいは文教行政、労働行政だけでは解決できない問題でございまし

て、やはり日本の経済がさらに立ち直つていく、

そういうことの中で解決すべき問題も多くあるの

ではないかと認識をしております。

○山原委員　これはまたぜひ頑張つていただきたいと思うのです。なお、指數もそれぞれ出てくる

と思いますので、それに基づいて御努力をお願い

したいと思います。

次に、先ほども出ました私学助成の問題ですが、

付税措置で全体として予算もふやしたといつてい

ますけれども、非常に自治体によつてアンバランス

が出てきておるわけでございまして、高等学校、

中学校、小学校、幼稚園ではそれぞれ昨年度の助

成より下回つておる県が出てきているわけです。

時間の関係でこれを申し上げる余地はあります

せんけれども、これはぜひ文部省としてもきちつと

調査をして、そして概算要求をすべきではないの

かという点です。

全国私立学校教職員組合連合の調査によります

と、私学関係予算で前年度以下になつておるもの

が、例えば岩手の場合が一・六%減、宮城が一・三八

%減、栃木が四・三二%減、福井が一・五%減、こう

いうふうになつております。また、高等学校一人

当たりの単価を見ましても、国の基準では九千五百

百円増となつていますが、それ以下は埼玉、神奈川、京都、大分、宮崎というふうになつています。

それから、中学校の場合にもそういうふうな状態

が各地に出ているわけですね。幼稚園の場合もそ

うです。

結局、交付税措置の増ではこのように自治体ごとにアンバランスが出ることは再三この委員会でも指摘をされてきたわけですね。幼稚園の場合もそ

部省所管の私学助成をふやさなければ問題の解決にはならぬと思います。来年度大学九十二億円、高等学校以下七十億円の増にとどまらず、抜本的な増額に踏み切るべきではなかろうかと思ひます。が、この点について見解を伺つておきます。

○吉田(茂)政府委員　ただいま御指摘の各都道府県予算における措置状況でございますが、これにつきまして平成六年度の状況を三月二十四日現在で調査をいたしましたが、高等学校については五県、それから幼稚園については十七県で国が平成六年度の財源措置額、いわば一人当たり単価であります、財源措置額を下回つております。

これらの県におきましても、今後補正予算において額の追加の計画があるというふうに承知しております。最終的には、高等学校についてはすべての都道府県、幼稚園については二県を除いて他の都道府県におきまして、國の財源措置額を超える一人当たり単価が設定されるものというふうに承知をしております。

ちなみに幼稚園につきましては、平成五年度国では五県でございましたので、最終的な補正予算を経れば、さらに六年度は五年度よりも充実をいたすというふうに考えておるわけでござります。

概算要求につきましても、厳しいシーリングの中で私立高等学校等経常費助成費補助金は七十億円、一・一%増を要求しておるということで、最大限のこれからも努力を払つてまいりたい、かよう

に考えております。

○山原委員　これは予算の時期が来るわけですか、もう応援演説するみたいな格好になりますが、私が応援しても大した役に立たぬかもしませんけれども、これは本当に大事なところに来ておる

と思います。

でいるという指數が出てゐるわけでございます。また、来年度概算要求で、建築後二十年以上を経過した建物を対象としての外部工事を含む教育の近代化施設整備予算、これが一億六千万円、こいつはもう一つは、とにかく私学の入学時に上経過した建物がどれくらいあるか、あるいは補助要綱はどのようになつておるかということも問題になります。それはきょうお聞きする時間がな

いと思いますが、これもぜひ今年度予算をもとにして大きな芽を育てていただきたいというふうに思います。これは要請ですが、それからもう一つは、とにかく私学の入学時にかかる経費が物すごく負担になつておるわけですね。全国平均で五十万円を突破している。各県格差も大きくて、東京では七十六万五千円、こういう状態です。

それで、このアンケートを見てみると、私立の学費が「非常に高い」あるいは「高い」という数字も九割を超しておるわけですね。そして結局、父母負担がかかり過ぎるというのが父母の八割を超える人たちの要請でありますし、私学を敬遠するというふうな動きも出ております。生活を切り詰めるようになつたとか、貯金を使い果たしたとか、あるいは母親が内職やパートに出始めたとか、あるアンケートの中には、「女手ひとつで私学の学費は大変です。助けてください」という呼びも寄せられているわけですが、この問題は、どこの国を回つてもこれほど学費の要るところはないわけですね。

そういう意味では日本は大変おくれた国になつておるわけですが、この点、文部大臣いかがでしようか。これは何としても解決しなければならない基本的な問題だと思いますので、伺つておきます。

○与謝野国務大臣　国は、従来から修学上の経済的負担の軽減等に資するため、経常費補助を中心とした私学助成の推進や育英奨学の充実に努めてしまつました。文部省としては、平成七年度概算要求におきまして、私立学校の果たしている役割

の重要性や保護者の経済的負担等を勘案いたしまして、厳しい財政事情のもとではございますが、私学助成や育英奨学の充実確保に最大限の配慮をしたところでござります。

今後とも、私学の果たす役割的重要性や国の財力をしてまいりたいと考えております。

○山原委員　最後の質問ですが、いよいよ年末に向かいまして予算編成作業が本格化するわけですが、財政状況の厳しさを理由に文教行政の基本にかかるる項目についても切り込みが行われようとしております。その一つが義務教育費国庫負担制度で、ことし一月九日の財政制度審議会報告の中に「引き続き、負担対象等について見直しを進めしていく必要がある」と書き込んでおります。

そういう状況のもとで、毎年問題になりますのが学校事務職員、栄養職員の方々からの心配でございます。これはことしも随分たくさん各県からも来ておりまして、私のところなどにも村山総理の足元であります大分県などからたくさんはがき、陳情も来ておりますが、これを見直すと、毎年心配をしておる。

これは前にこの委員会で鳩山文部大臣のとき、先ほどここにおりましたが、今おいでになりませ

ざいます。これはことしも随分たくさん各県からも来ておりまして、私のところなどにも村山総理の足元であります大分県などからたくさんはがき、答弁の中で、未来永劫これを死守すると言つておられますが、これを見直すと、毎年

され、これはもうこの委員会の全員が聞いたので答えたわけですね。これは学校を構成する基幹職員であつて、未来永劫にわたつてこんなことは外することは許さない、死守しますという答弁がな

は絶対に認めてはならぬと思います。

新たに文部大臣になりました与謝野文相の決意のほどをぜひ伺いたいと思います。これはぜひ守つていただきたいと思います。

○与謝野国務大臣　義務教育費国庫負担制度は、義務教育の妥当な規模と内容とを保証するための重要な制度であり、その対象となつておる事務職

員、学校栄養職員は、学校の基幹的職員であると認識しており、今後とも適切に対処してまいる所存でございます。

○山原委員 ぜひこれは守り抜いていただきたいということを再度要請して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○伊吹委員長 以上で山原健一郎君の質疑は終わりました。

○伊吹委員長 質疑のお申し出のあつた方の質疑はすべて終りました。

○伊吹委員長 次に、第二百二十九回国会、内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。与謝野文部大臣。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○与謝野国務大臣 このたび、政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、国公立学校の教職員に対する給付の水準との均衡を保つことを本旨とし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今日は、最近における社会経済情勢にかんがみ、公的年金制度共通の措置として、厚生年金保険法の改善を図るとともに、賞与等を標準として算定する長期給付に係る特別掛金を徴収する等の措置を講じるほか、国家公務員等共済組合法の準用により六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当す

る給付に移行させる措置を講ずる等所要の改正を行ふため、この法律案を提出することとしたものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の上下限を、下限については八万円から九万円に引き上げることといたします。

第二に、育児休業をしている組合員が組合に申し出をしたときは、当該組合員が負担すべき掛金を免除することといたします。

第三に、長期給付に要する費用に充てるため、新たに賞与等を標準として特別掛金を徴収することといたします。

第四に、年金額の改善を図るため、年金額の算定の基礎となる標準給与の月額について、いわゆる再評価を行うことといたします。

また、私立学校教職員共済組合法は、給付関係規定について国家公務員等共済組合法の関係規定を準用することとしております。したがいまして、別途今国会に提出されますが、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案における六十年以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金の見直し、在職中の年金の一部支給の仕組みの改善、雇用保険法による基本手当と退職共済年金との調整、雇用保険法による高年齢雇用継続給付と退職共済年金との調整、退職共済年金の配偶者に係る加給年金の額の引き上げ等の年金額の改善、障害共済年金の失権時期の改善、退職共済年金の加給年金の対象となる子等の年齢要件の改善、遺族共済年金と退職共済年金に係る調整の改善及び短期在留外国人への脱退一時金の支給の措置については、これらの措置に関する国家公務員等共済組合法の規定を準用することにより、私立学校教職員共済組合法においても同様の措置を講じることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行ふこといたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては平成

六年十月一日いたしておりますが、育児休業者に係る掛け金の免除及び賞与等に係る特別掛け金の徴収については平成七年四月一日とする等としておきます。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成ください。

○伊吹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十五日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

午前十時三十分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二十二条第一項中「二十五分の一」を「二十分の二」に改め、同項の表を次のように改正する。

る。

第十四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の

号を第一次の一号を加える。

第一 船員保険の被保険者

第二 前項の規定により組合員とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を組合員とする。

一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取り扱いを受けるとき(その取扱いの期間中、学校法人等から給与を受ける場合に限る)。

二 育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業をするとき。

三 前二号に規定するもののほか、学校法人等から給与を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

二分の一に改め、同項の表を次のように改め

る。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第十五級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二十級	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
二十五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四四五、〇〇〇円未満
二十六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上

第二十四条第一項中「標準給与の日額」を削り、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 標準給与の日額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

(第二十一条第一項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので二月を超える期間ごとに受けれるものを、「）を加える。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例に

合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくは「（以下同じ。）」は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する「（第三項において同じ。）」に対して、その処分を請求するに改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

組合は、前項の規定により国税滞納処分の

2 例により処分しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条第一項中「学校法人等又は」を「組合は、前項の規定により国税滞納処分の

よつてこれを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第五十一条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改める。

附則第二十八条を次のよう改める。

(平均標準給与月額の改定)

次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均標準給与月額を計算する場合においては、第二十三条中「各月の標準給与の月額」とあるのは、「各月の標準給与の月額（その月が附則第二十八条の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額）」とする。

昭和六十二年三月以前

昭和六十二年四月から昭和六十一年三月まで

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで

昭和六十二年四月から平成元年十一月まで

昭和六十三年四月から平成三年三月まで

昭和六十二年四月から平成三年三月まで

昭和六十二年四月から平成四年三月まで

昭和六十二年四月から平成五年三月まで

第七十四条の四	大蔵省令	文部省令
附則第十条 第百条の二	私立学校教職員 共済組合法第二条 第八条第二項	私立学校教職員 共済組合法第二条 第二十八項

第二十五条の表に次のように加える。
附則第十条 第百条の二

附則第十条 第五十条	私立学校教職員 共済組合法第六条
三条の十 附則第十条 第五十条	私立学校教職員 共済組合法第六条

第二十八条の見出し中「折半負担」を「折半負担等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業をしている組合員（第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をした日の翌日からその育児休業が終了する日の翌日までの前月までの各月分の同項の規定により組合員の負担すべき掛金を免除する。

第二十九条第三項中「受けるものをいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十四条の二の表以外の部分中「附則第十二条（長期給付に係る特別掛金）」を加える。

第三十四条の二 組合は、第二十条第二項に規定する長期給付に要する費用（第十八条第二項に規定する基礎年金拠出金の納付に要する

費用を含む。)に充てるため、第二十七条の規定による掛金のほか、特別掛金を徴収する。

2 特別掛金は、組合員(第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員、第二十五条规定において準用する同法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員、附則第二十項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた組合員及び附則第二十九項の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は組合員でないものとみなされた組合員を除く。次項において同じ。)が賞与等を受ける月につき、徴収するものとする。

3 特別掛金は、組合員が受ける賞与等の額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を標準として算定するものとし、その賞与等の額と特別掛け金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。

4 第二十一条第二項の規定は、賞与等の一部が金銭以外のものである場合におけるその価額の算定について準用する。

5 第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二から前条までの規定は、特別掛け金について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「毎月の掛け金を、翌月末日」とあるのは「特別掛け金を、翌月末日」である。

該特別掛け金の算定の基礎となつた賞与等を支給した月の翌月末日」と、同条第一項中「給与を」とあるのは「賞与等を」と、「給与から」とあるのは「賞与等から」と、「当該給与に係る月の前月分の掛け金(組合員が当該給与に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該給与に係る月の前月分及びその月分の掛け金)」とあるのは「特別掛け金」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項中「掛け金」の下に「特別掛け金」を加える。

第三条 私立学校教職員共済組合法の一部を次のものとする。

ように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「第十二条の八」を「第十二条の八の二」に改め、同条の表附則第十二条の八第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

「法」という。」を加え、同表中

附則第十 二条の八 の二第二 項第一号	大蔵省令	文部省令
------------------------------	------	------

第四条 私立学校教職員共済組合法の一部を次のよう改訂する。

第二十五条の表以外の部分中「第十二条の八の二」を「第十二条の八の三」に改め、同条の表附則第十二条の八の二第一項第一号の項の次に次のように加える。

附則第十 二条の八 の三第一 項第二号	大蔵省令	文部省令
------------------------------	------	------

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改訂する法律の一部改正)

第五条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次のように改訂する。

附則第十項の表附則第十二条の四第一項第一号の項中「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

第六条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次のように改訂する。

附則第八項を次のように改めることとする。

8 国家公務員等共済組合法第七十三条第四項、第七十四条の三第二項及び第七十四条の規定は、旧法の規定による年金等について準用する。この場合において、同条中「大蔵省令」とあるのは、「文部省令」と読み替えるものとする。

附則第十項の表第七十六条第一項第一号の項中「法律第百四十号」の下に。以下「昭和三十六年改正

第七十六条第一項 組合員期間等が二十五年以上である組合員

であるもののその組合員期間等が二十五年以上である組合員

であるものが特定更新組合員

であるものが特定更新組合員

法」という。」を加え、同表中

二項 第三号 組合員期間等が二十五年以上 特定更新組合員

組合員 組合員期間等が二十五年以上 特定更新組合員

附則第十二条の四の
第七十八条第一項

三第四項

昭和三十六年改正法附則第十項
において読み替えられた第七十
八条第一項

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時）

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時、当該退職共済年金の
額の算定の基礎となる組合員期間が
二十年未満であつたときは、前条第
四項の規定により当該退職共済年金
の額が改定された場合において当該
組合員期間が二十年以上となるに至
つた当時。第三項において同じ。）

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時、当該退職共済年金の
額の算定の基礎となる組合員期間が
二十年未満であつたときは、前条第
四項の規定により当該退職共済年金
の額が改定された場合において当該
組合員期間が二十年以上となるに至
つた当時。第三項において同じ。）

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時、当該退職共済年金の
額の算定の基礎となる組合員期間が
二十年未満であつたときは、前条第
四項の規定により当該退職共済年金
の額が改定された場合において当該
組合員期間が二十年以上となるに至
つた当時。第三項において同じ。）

当時

附則第十二条の六第
一項

第七十七条第一項

算定されているもの

五第六項

附則第十二条の七の
同条第一項

五第六項

当該月数が四百四十四月を超えると
きは、四百四十四月

当時

当該月数が二百四十月未満である
ときは、二百四十月とし、四百四十四
月を超えるときは四百四十四月とす
る。

昭和三十六年改正法附則第十項にお
いて読み替えられた同条第一項

昭和三十六年改正法附則第十項
において読み替えられた第七十
八条第一項

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時）

当時

第七十七条第一項

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時）

当時

第七十七条第一項

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時）

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時）

当時

第七十七条第一項

当時

当時（退職共済年金を受ける権利を
取得した当時）

当時

に

第七十八条第一項

昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えた第七十八条第一項

当時（当該年齢に達した當時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額に規定する繰上げ調整額を除く。）	当時（退職共済年金を受ける権利を得た當時、当該退職共済年金の額）
--	----------------------------------

当時（当該年齢に達した當時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額に規定する繰上げ調整額を除く。）	当時（退職共済年金を受ける権利を得た當時、当該退職共済年金の額）
--	----------------------------------

4 (短期給付の額に関する経過措置)

第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の日額について適用し、施行日前に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の日額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一一部改正)

6 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第十号中「掛金」の下に「（同法第三十四条の二第五項（長期給付に係る特別掛金）において準用する同法第二十八条第一項（掛金の折半負担）の規定により負担する特別掛金を含む。）」を加える。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について平均標準給与月額を改定する等の給付の改善を図ることもに、賞与等を標準として算定する長期給付に係る特別掛金を徴収するほか、国公立学校の教職員に係る共済年金制度の改正に準じて六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させる措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第十四条中「第十二条の八」を「第十二条の八の二」に改める。
 第八条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。
 附則第十四項中「第十二条の八の二」を「第十二条の八の三」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成六年十月から平成七年九月までの各月の標準給与とする。

平成六年十一月一日印刷

平成六年十一月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P